

食品安全委員会プリオン専門調査会

第80回会合議事録

1. 日時 平成25年6月19日（水） 15：00～18：00
2. 場所 食品安全委員会大会議室
3. 議事
 - (1) 牛の部位を原料とする肉かすその他の肥料利用について
 - (2) アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
 - (3) ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
 - (4) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、酒井専門委員、佐多専門委員、筒井専門委員、中村専門委員、堀内専門委員、毛利専門委員、山本専門委員
 - (専門参考人)
横山専門参考人
 - (食品安全委員会委員)
熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、上安平委員
 - (事務局)
姫田事務局長、本郷事務局次長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、前田調整官、大曾根課長補佐、廣田専門官、本山係長、石井技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
 - 資料1－1 牛の部位を利用した肥料の製造工程
 - 資料1－2 牛の部位を原料とする肥料利用において導入を予定している管理措置
 - 資料1－3 牛の部位を原料とする肥料の種類及び改正後の規制
 - 資料1－4 肉骨粉等の肥料利用の評価に関する考え方
 - 資料2－1 アイルランド及びポーランドのBSE対策の経緯等について
 - 資料2－2 アイルランド及びポーランドの出生年別のBSE発生状況等（暫定版）
 - 資料2－3 EUにおける非定型BSEの発生状況

- 資料3 ブラジルにおけるBSE確認症例について
- 参考資料1-1 食品健康影響評価について
 「牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について」
- 参考資料1-2 食品健康影響評価について（回答）
 「牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について」
- 参考資料1-3 ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて
- 参考資料2 食品健康影響評価について
 「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」
- 参考資料3 食品健康影響評価について
 「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について」
- 参考資料4 国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定について

6. 議事内容

○酒井座長 ただ今から第80回プリオン専門調査会を開催いたします。

本日は10名の専門委員が御出席です。欠席の専門委員は永田専門委員、水澤専門委員、山田専門委員の3名でございます。また、食品安全委員会から5名の先生方の御出席をいただいております。さらに、前回に引き続きまして、インフルエンザ・プリオン病研究センター長の横山専門参考人にお越しいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます第80回プリオン専門調査会議事次第を御高覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入る前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 配布資料の確認の前に、事務局の組織再編がございましたので御報告させていただきます。

5月16日付けで評価課が評価第一課と評価第二課に分かれました。評価第一課が化学物質系を、評価第二課が生物系と新食品等を担当し、このプリオンの担当は評価第二課となりました。

この組織再編に伴いまして、評価課長の磯部が評価第一課長となりまして、勧告広報課長の山本が評価第二課長として着任しております。

○山本評価第二課長 どうぞよろしく申し上げます。

○大曾根課長補佐 なお、本年もクールビズということで、5月から10月末までの間、服装の軽装を励行させていただいておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに14点ございます。資料1-1が「牛の部位を利用した肥料の製造工程」、資料1-2が「牛の部位を原料とする肥料

利用において導入を予定している管理措置」、資料 1-3 が「牛の部位を原料とする肥料の種類及び改正後の規制」、資料 1-4 が「肉骨粉等の肥料利用の評価に関する考え方」、資料 2-1 が「アイルランド及びポーランドの BSE 対策の経緯等について」、資料 2-2 が「アイルランド及びポーランドの出生年別の BSE 発生状況等（暫定版）」、資料 2-3 が「EU における非定型 BSE の発生状況」、資料 3 が「ブラジルにおける BSE 確認症例について」。参考資料 1-1 が「食品健康影響評価について「牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について」」、参考資料 1-2 が「食品健康影響評価について（回答）」同じ題名のものでございます。参考資料 1-3 が「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」、参考資料 2 が「食品健康影響評価について」、アイルランド、ポーランドの諮問文書、参考資料 3 が同じくブラジルに関する諮問文書になっております。最後に、参考資料 4 としまして、「国際獣疫事務局（OIE）による「無視できる BSE リスク」の国のステータス認定について」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては著作権の関係と大部になりますこと等から傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては調査会終了後事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○酒井座長 それでは、事務局から平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定の「食品安全委員会におけます調査審議方法等について」に基づきまして、必要とする専門委員の調査審議への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成 15 年 10 月 2 日委員会決定の 2 の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○酒井座長 提出いただきました確認書につきまして相違はございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず最初に、議事 1 としまして、牛の部位を原料とする肉かすその他の肥料利用につ

いて、これから審議を開始いたします。

まず、前回の専門委員会では以下の点を確認しております。

最初に、牛の部位を原料とする肉骨粉等への肥料利用について、農林水産省から諮問に至った経緯、諮問内容について説明が行われました。あわせて、平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2314 号によります「133℃以上、3 気圧以上及び 20 分以上の条件で処理をした蒸製骨粉の製造過程で生じるにかわかすを肥料として利用すること」に係る評価要請の取下げについて報告がありました。

2 番目、諮問事項①の肉骨粉と②の肉かすその他に分けられること、諮問事項②について対象となる肥料が多種多様にわたっていることから、まず諮問事項①の肉骨粉について先行して審議を行うことにいたしました。

3 番目、肉骨粉飼料の原料となる牛の部位について、SRM が含まれず、摂取しても人への健康影響が無視できると評価された部位を原料としており、評価に当たっては飼料への流用・誤用及び家畜の摂取を防止する管理措置が十分であるか検討すべきとの意見が示されました。

4 番目、管理措置について、流用・誤用を防止するための摂食防止材や化学肥料等への混合、家畜による摂食を防止するための家畜への使用及び牧草地への施肥を禁止する旨の表示。原料の収集から出荷に至るまでの供給管理票の添付の導入を予定しており、これらの遵守状況を確認するため、無通告の立入検査を実施する旨、農林水産省からの御説明の後に議論が行われました。

5 番目、議論の結果、農林水産省が導入を予定している管理措置が採られることを前提とする限り、肉骨粉肥料は現行の牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないとして、4 月 4 日付けにおいて食品安全委員会に報告し、4 月 8 日の食品安全委員会において承認され、農林水産省に通知をされました。

本日は残された諮問事項②、牛の部位を原料とする肉かすその他肥料についてさらに審議を進めてまいります。

前回の専門調査会における御意見を踏まえまして、肉かすその他の肥料の詳細がわかるよう資料を作成していただきました。本日は農林水産省より、農産安全管理課の朝倉課長、畜水産安全管理課の功刀課長補佐、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの引地課長にお越しをいただいております。

まず、肉かすその他の肥料利用につきまして、朝倉農産安全管理課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○朝倉課長 御紹介いただきました農産安全管理課長の朝倉でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明に入らせていただきます。

まず、資料 1-1 でございます。横長のこういった絵がついているものでございます。このまず 1 ページ目の絵でございますが、これは今回審議をお願いしている肥料の代表的なものについて、原料、肥料の製造工程、最終でき上がりの肥料がどういうものかという

イメージをとらえていただくためにつくったものでございます。一番上の囲みについては、蒸製骨粉でございます。これは食肉加工場から出る骨を原料といたしまして、それを真ん中にございますように蒸製・粉碎を行い、最終的に右側にあるような蒸製骨粉という肥料ができます。

真ん中は、と畜場から出る血液などを原料といたしまして、それを真ん中にございますように加熱・乾燥という工程を行い、最終製品としては乾血及びその粉末と、いわゆる血粉と我々呼んでいます、そういうものが製造される流れを示しております。

一番下欄でございますが、乾燥菌体肥料と申します。これは食品工場から出る廃水あるいは汚泥を利用して、真ん中にございますように曝気及び乾燥という工程を経て、最終的に右側にございます乾燥菌体肥料が製造されるという流れを説明しております。

原料供給元としては、ここにございますように食肉加工場、と畜場、食品工場あるいは精肉店、こういったものからの牛の部位を取り扱っている業者がございます。原料としましては骨、肉、血液、内臓などさまざまな部位が原料となります。これら処理した廃水から出る汚泥につきましてもこういった部位が混ざっている場合があるということで肥料原料として使用されます。

いずれにしてもこういった肥料原料には **SRM** が使用されることはないと思っております。

この肥料製造工程につきましては、その原料が製造工程を経てどのように肥料になるかということの一部を示したものでございますが、多くの肥料の製造工程は、加圧下、圧力を加えた下で蒸製や加熱され、水分や油分を取り除いたものが肥料になっていくというイメージでございます。

そのほか、例えば骨からゼラチンを製造する工程で、酸処理あるいはアルカリ処理が行われ、そこから副産物として出てくるもの、これは第二リン酸カルシウムがあるのですが、それを肥料として利用する場合もございます。

そのほか後ろに出てきますが、堆肥を製造するために腐熟を行ったり、生産された肥料の大きさを整えるためにふるい分けを行ったりというような工程もございます。

イメージをつかんでいただくためにまず写真で示しましたが、次のページ以降で、具体的にどのような肥料があるかというものを順に説明させていただきます。

1と2として大きく分けておりますが、1は牛の部位そのものを原料としているものでございます。この左の欄の記載の肥料の種類とございますが、これは公定規格における肥料の種類で分類されております。真ん中の欄がその肥料がこういった原料を使うのか、一番右側の欄が一般的な製造方法が書いてあるというものでございます。

まず一番上からでございますが、肉かす、これは食肉工場においてそぎ取った脂肪の部分を加熱、圧搾して、油脂を抽出した後の残渣でございます。油脂を抽出するために主な原料としては脂肪が使用されますので、肉かすという呼び方をしているのですが、実際は脂肪組織から脂肪を除いた脂肪かす、脂かすと言いますか、そういうようなものというふ

うにイメージしていただければと思います。

次のにかわかすでございますが、生の骨を原料として、加圧した蒸気で煮たもの、加圧蒸煮した際に生じる煮汁をろ過、乾燥したものとなります。

次の肉かす粉末ですが、一番上の肉かすを粉末にしたものということでございます。

4番目の肉骨粉、これは前回諮問して詳しく製造工程を説明させていただいたので省略させていただきます。

次の乾血及びその粉末でございますが、先ほど絵にも出てきましたが、血液を加熱凝固させて脱水・乾燥したものということになります。

次に、生骨粉でございますが、生の骨をそのまま蒸煮した後に、乾燥・粉砕したものとなります。

ここに二重線を引いておりますが、ここまでの肥料は現在その製造を停止している肥料ということでございます。

そこから下、次の蒸製骨でございますが、ここから下については現在でもその製造が可能となっております。ただし、そのためには原料に脊柱が含まれないことの確認を受けるあるいは製造工程について条件を付しているということになります。

まず蒸製骨でございますが、生の骨を加圧蒸煮して骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥したものとなります。

次の蒸製てい角ですが、ひづめや角を荒く粉砕しまして、加圧蒸煮したものになります。

次に、牛毛くずでございますが、皮革を製造する工程で毛が出てきますので、そのくずを集めたものが該当します。

次の骨炭粉末と骨灰とありますが、原料としては骨が主に使われます。骨炭粉末は骨を空気の無い状態で炭化させて粉砕したものですし、骨灰というのは空気を送って燃焼させて灰にしたものとなります。骨以外に肉骨粉も原料に使われることがあるのですが、この場合炭化するにしても灰にするにしても実際たん白、肉の部分は全て燃焼するあるいはガス化して飛んでしまうということで、実際に残ってくるのは骨ということでございますので、実質的には同じものということです。原料は違いますが出てくる製品は同じものと、骨の部分が残るといふうに、あるいは骨が灰になった部分が残るといふうにお考えください。

次が、蒸製てい角粉でございますが、先ほど説明しました蒸製てい角を粉砕したものでございます。

さらに蒸製てい角骨粉というのがございますが、原料にひづめ、角のほかに骨が使用されて同様に処理をされたものでございます。

次に蒸製毛粉でございますが、毛を加圧蒸煮して粉砕したものということになります。

次に、蒸製骨粉ですが、先ほど出てきました蒸製骨という骨を粉砕したものが蒸製骨粉ということになります。

その次に蒸製皮革粉でございますが、皮革のくずを加圧蒸煮して粉砕したものとなりま

す。この蒸製皮革粉につきましては韓国との家畜衛生条件が結ばれておりまして、家畜衛生条件で該当する工場において製造されたものについては輸入肥料の登録を受けておりまして、現在でも我が国に輸入することが可能となっております。

肥料取締法における肥料の輸入について御説明しますと、肥料の場合には国産の製造業者以外に輸入肥料業者あるいは外国製造業者というものが肥料登録を取るようになっております。公定規格はその全てのものに当てはまる規格ということでございますので、国内生産肥料及び輸入肥料に関わらず同様に適用がされるということでございます。

現行制度のうち、例えば前回御審議いただいた肉骨粉のような大臣確認を要する輸入肥料については大臣確認等の要件として当該輸出国との家畜衛生条件の締結を求めています。したがって、締結のない場合には大臣確認を行わないため、これらを原料としたものは肥料登録がそもそもされないということになります。

さらに、今回御説明している蒸製皮革粉のように、この場合は後ほど出てきますが、大臣確認を要しない肥料ですが、これは登録時に登録肥料として **FAMIC** に輸入業者から輸入する肥料の原料の原産国などを提出させ、その原産国の原料が全て家畜衛生条件を満たしているものであるということを確認した上で登録します。つまり、締結のないような場合とか確認できない場合はそもそも肥料登録をしないという、**FAMIC** の方で登録審査をしています。

この肥料登録されていないものが海外から輸入されないようにしているのかと言いますと、税関当局において肥料の通関時に肥料の登録の有無を確認して、肥料の登録のないものは全て国内に輸入されることはないという措置をとっております。したがって、肥料登録の段階で全てを見るあるいは肥料登録の前提としての大臣確認を行うということと家畜衛生条件とをリンクさせることによって、実際の肥料の輸入については登録のないものは税関のところで通関の際に止めるということが行われます。

肥料原料については肥料登録を要しないのですが、今回いろいろなものが入って今後家畜衛生条件等もいろいろあり得るかと思うのですが、税関当局に対してこういった肥料原料についても牛由来の原料が含まれると思われるものは、動物検疫部にきちんと問い合わせを要請することとしたいと思っております。特に実態は肥料原料と書いてあっても、税関から必ず我々のところに輸入してもいいですかと問合せが来ます。そうすると我々の方で登録の有無や生産工程を調べて、これはだめですか、これは衛生当局に聞いてくださいというような措置を牛の部位に由来しない全ての肥料に対してやっておりますので、実際は原料であっても動物検疫局を通過しなくても税関できちっとチェックされると、こういう体制になっているということを御理解いただきたいと思っております。

前回、肉骨粉の諮問時には国産原料を使用することを前提に説明しましたが、先ほども説明しましたように、公定規格の性格上、例えば過程として **OIE** コードなど国際基準を踏まえつつ、肉骨粉等の肥料登録ができるようになった場合でも、今回諮問している仕組み、要するに輸入の肉骨粉等の肥料に対して摂食防止措置あるいは供給管理票とかそうい

う全ての措置が同様に義務付けるように措置いたしたいと思いますので、そこは全く同じ条件が付されるというふうに御理解ください。

ここまでが牛の部分をはほぼ 100%使用した肥料の説明でございます。

次の 2 からでございますが、これはちょっとわかりにくいのですが、1 の肥料（又はその原料）を原料の一部として使用することが可能なものということで、100%牛の部位ではなくて、ほかの肥料原料と 1 の牛の部位が混ぜられてつくられる肥料の種類を説明しているものでございます。

当然のことながら、現在でも製造ができない肥料を原料とする肥料は製造流通されていないということは申し上げておきたいと思います。

まず上からたい肥でございますが、たい肥の原料として動物質の有機物である 1 の肥料ないしはその原料を、例えば蒸製骨粉などをたい肥の原料として使うというようなケースあるいは原料である骨や肉を使用するというようなケースのたい肥が対象となります。これもしたがって大臣確認等が義務付けられているということでございます。

また、その次の副産窒素肥料ですが、食品工業や化学工業において副産される窒素質肥料となります。これは食品工業ということで、原料として 1 に説明した牛の部位を使用するもの、これが対象となります。

次の液体りん酸肥料ですが、製法の定義がなく、液体のりん酸肥料であれば全て該当するのですが、この場合も 1 の牛の部位をアルカリ処理して液状にしたもの、これを原料として使用するものが対象になります。

次の熔成汚泥灰けい酸りん肥でございますが、汚泥を燃やしてまず焼成したものに、肥料又は肥料原料を混合して、今度は温度をかけて熔融したものになります。混合する肥料として 1 の肥料、蒸製骨粉などが考えられるのですが、あるいはその原料である骨や肉、こういったものを使用するものがこの対象になります。このときに製造された肥料の保証成分がりん酸だけのものが熔成汚泥灰けい酸りん肥という名前になります。そういう肥料の種類になります。

次の副産りん酸肥料ですが、副産りん酸肥料は食品工業や化学工業において副産されるりん酸質肥料でございますが、やはり食品工業から出る 1 の牛の部位を原料として使用するものが対象になります。例えばゼラチンを製造する過程で副産されるりん酸カルシウムは副産りん酸肥料になります。

次の乾燥菌体肥料でございますが、先ほど例でも出てきましたが、食品工業の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものです。食品工業から出る 1 の牛の部位が混ざっている廃水を浄化した際にスラッジが出てきますが、それを原料として乾燥させる肥料が対象になります。

次の副産動物質肥料ですが、食品工業などから副産されるもので、原料が動物質由来であり、副産されるものが有機質肥料であれば副産動物質肥料になります。

次の混合有機質肥料ですが、公定規格で定められている有機質肥料同士を配合したもの

なのですが、配合した肥料に血液などを混合して乾燥したものも含まれます。このため、配合する肥料として 1 の肥料の蒸製骨粉や血液などが使用されるものが対象になります。

次の熔成複合肥料でございますが、肥料又は肥料原料を配合し、高熱の下熔成したのになります。このため配合する肥料として 1 の肥料の蒸製骨粉などを使用するものが対象になります。

続きまして化成肥料ですが、公定規格で定められている肥料あるいはその原料を配合して、造粒、成形したものが対象になります。例えば蒸製骨粉と化学肥料の硫酸アンモニアを配合して造粒した肥料などがこれに該当します。

次に配合肥料ですが、公定規格で定められている肥料を配合するのみで、造粒、成形を行わないものを配合肥料とします。これも同様に配合する肥料が 1 の蒸製骨粉などの牛の部位を用いた肥料というものが対象になります。

次に吸着複合肥料でございますが、窒素、りん酸又は加里を含有する水溶液を珪藻土その他の吸着原料に吸着させたものになります。可能性としてどういうものがあるかと言いますと、牛の部位をアルカリ処理した際に液状のものを珪藻土に吸着させたものが考えられます。また、次の副産複合肥料でございますが、食品工業などから副産される肥料で、窒素、りん酸、加里のいずれかの 2 以上の成分が含有する肥料となります。同様に食品工業から出る 1 の牛の部位が原料として使用するものが対象です。

次の液状複合肥料ですが、窒素、りん酸、加里のいずれかの 2 以上で液状のものということで、同様に牛の部位をアルカリ処理したものを液状複合肥料の原料として使用するものが対象になります。

次の熔成汚泥灰複合肥料でございますが、汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合して熔融し製造されたもので、肥料の保証成分で窒素、りん酸、加里のいずれかの 2 以上を含有するものが対象でございますが、同様に牛の部位として 1 の肥料として例えば蒸製骨粉、あるいはこういったものが原料とする骨や肉を原料とするものが対象になります。

次の家庭園芸用複合肥料でございますが、複合肥料の中でも熔成複合肥料や化成肥料、成形複合肥料等以外のもので、家庭園芸専用の複合肥料ということが別途規格であります。これについても同様に 1 の例えば蒸製骨粉などを使用するものが対象になるということでございます。

次の下水汚泥肥料から次のページの汚泥発酵肥料までが、汚泥の原料と製法が違うもので規格が分かれているということでございます。考え方としてはいずれにしても汚泥の中に動物質の原料を混合することができることになっていきますので、動物質の原料として 1 の肥料やその原料の牛の部位が入ってくると、こういうものが全て対象です。下水汚泥は下水から出てくる汚泥ですし、し尿汚泥というのは大便やし尿を処理したようなものの汚泥になりますし、工業汚泥というのは食品事業所やそういうところから出てくる浄化槽のようなどころから出てくる汚泥になりますし、混合汚泥肥料というのはその幾つかの原料

を混ぜ合わせてつくる肥料になりますし、汚泥発酵肥料というのは混ぜ合わせた上でさらに腐熟工程をとるものということで、汚泥版のたい肥であるというふうにお考えいただければと思います。

いずれにしてもこれらについて規格が全部分かれておりますけれども、原料としては 1 のものが一部肥料原料として入ってくるというものが全て対象でございます。

最後になりますが、水産副産物発酵肥料ですが、魚の臓器あるいは植物質などを原料としたものでございます。この中に原料として動物質のものを入れてもいいということになっておりますので、例えば 1 に分類されている肥料やその原料である骨や肉が入ってくる場合にはこれも対象になるということです。いずれにしても牛の部分が使用される肥料として可能性があるものは全てここに列記をしまして、そういうものは所要の措置を全部講じていくという考え方でございます。

今ざっと口頭で説明しましたけれども、5 ページ以降、ではどんなものかというのを絵で説明させていただきますと。例えば副産りん酸肥料、これは無機質の肥料なのですが、先ほど言いましたように食品工業や下水道の終末処理場その他の脱りん酸処理によって副産されるものでございます。このうち大きく分けると 1 から 4 なのですが、(1) にありますように、獣骨からゼラチンを生産する際に副産されるものというものが入ってございますので、この規格についても同様な措置が必要だということで今回諮問しております。当然 SRM が除かれた獣骨を酸処理、アルカリ処理を行った、固液分離をした固体を乾燥したものが対象でございますので、今回規格の中で同様な措置を義務づけるということでございます。

次が蒸製てい角粉でございます。先ほど言いましたように牛のひづめや角を加圧蒸煮して柔らかくして粉碎したものであるということで、こういうような角とか骨が混ざっているというようなものでございます。これも当然原料からしても SRM を含有するものではないということです。

次の 7 ページですが、蒸製毛粉ということで、動物の毛や羽毛を加圧蒸煮して粉碎したものでございます。この場合窒素分が富む肥料ということで 6%~14%含むということであります。当然これも原料からして SRM を含むものではございません。

次のページをご覧ください。先ほども出ましたが、乾血なりその粉末ということでございます。この場合には放血した血液のみを容器に収集して、スクリーン等で血液以外のものを取り除いて、約 100℃の温度で凝固したものであるということで、固体部分を加圧・乾燥させてつくったものでございます。

さらに、生骨粉というのが 9 ページにございますが、SRM が除かれた生の骨を 100℃程度で乾燥させた後粉碎したものが生骨粉になります。窒素成分とりん酸成分の合計量が 20%以上のものが該当するということになります。

次のページは、蒸製骨粉です。これは骨を蒸製したものでございまして、骨油やたん白質を除いたものであるということでございます。

次が蒸製皮革粉でございますが、先ほど説明しましたが、この場合に皮の加工法としてタンニンなめしと衣料用として使用される塩基性の硫酸クロムを利用したクロムなめしとがあつて、それによって若干色が変わってくるということがあります。当然皮ですからSRMは使用されていないと。先ほどお話ししたとおり、こういった形態のものが、家畜衛生条件が満たされた韓国の工場から、大体23年の実績で1万7,000tくらいの輸入が肥料としてはございます。

最後が乾燥菌体肥料でございますが、これも当初の例で出てきましたけれども、廃水などをスラッジにして乾燥させたものということでございます。

以上が写真なり含めてどんな肥料があつて、どんな原料で、どんな製法がされているかということの説明したものでございます。

次に、資料1-2でございます。それでは、どんな管理措置をとるかというのを、前回の肉骨粉の際にも説明させていただいたのですが、もう一度説明させていただきます。

まず、SRMを含まないことということです。これは30か月齢超の脊柱を除きSRMはと場で除去されるということになります。30か月齢超の脊柱は市場に流通する可能性がある、肉屋さんなどに一緒にくっついていく可能性がありますので、脊柱を分別管理して原料として使用されないよう製造基準を設定して、この製造基準を満たしているかをFAMICにより確認するというようにしております。製造基準の中にはと場の原料供給業者と契約を結んで、原料供給業者においても脊柱の分別管理することが必須ということで、契約を結んで確実に分別させるということを条件としたいと考えています。

二つ目が摂食防止措置です。これは牛による摂食を防止するための摂食防止材あるいは化学肥料の混合を義務付けるということでございます。前回も説明しましたが、摂食防止材については牛に給与して食べるかどうかの試験を行いまして、摂食防止効果を確認したものを指定する予定にしております。今のところ候補としては苦味のある安息香酸デナトニウムあるいは辛み成分であるトウガラシ、カプサイシンですね、こういったものというようなものを対象にしておりますが、いずれにしてもこれらについては試験を行って効果を確認したいと思っております。

そもそも飼料でない化学肥料の混合によって牛の摂食防止はできるということで、例えば化学肥料中には硝酸塩などを含む肥料がございますが、相当程度高い硝酸塩を牛に与えますと当然中毒症状を起こして、量によっては死亡することもあり得るということで、化学肥料を混ぜることによって牛が食べるということはないし、農家も給与することはないというふうに我々としては考えております。

三つ目が家畜への誤用防止表示でございますが、肥料の容器または包装に原料に牛の部位を使用していることあるいは摂食防止材を使用していることを表示します。さらに、牛の口に入らないところに保管するあるいは牧草地への施用禁止ということを直接表示して、農家の方に注意喚起を行います。

四つ目が供給管理票を添付させた流通です。これは原料の肉や骨について原料の収集先

と契約を結んで収集することを先ほど述べましたけれども、実際に原料を収集するときはその原料の供給管理票が添付され、契約を結んだ原料供給業者からのものであること、あるいは原料供給業者がきちんと脊柱の分別管理を行った原料であることを確認することとなります。これがあることによって原料から製造の最終工程までトレイサブルになる、無通告の立入検査になってもその供給管理票を管理することによってきちっと守られていることが確認できるというように考えております。

最後に、今申し上げましたが、無通告の立入検査でございます。これは **FAMIC** や都道府県が肥料の生産業者に対して無通告で立入検査を実施して、業者が製造基準を守って適切に肥料を製造しているかを確認するものでございます。原料供給業者に対しても同行調査として地方農政局あるいは地域センターなどが確認を行うことにしております。立入検査の頻度としましては、大臣確認以降おおむね 3 年ごとの実施ということで考えております。

以上、これが今回考えている管理措置でございます。

資料 1-3 でございますが、資料 1-1 で説明した肥料の種類ごとに、資料 1-2 で説明した管理措置がどのように係るのかというのを一覧表でわかるように整理したのが資料 1-3 でございます。

区分でございますが、先ほど資料 1-1 で説明しましたように、牛の部位をほぼ 100%原料としたものでございます。その中に肥料の種類が大きく 2 群に分けておりますが、現時点で製造・出荷が停止されているもの、今でも製造・出荷が認められているものでございます。区分 2 が先ほど言いましたように 1 のものあるいはその原料を一部原料として使っている肥料でございます。製造・出荷が認められているものがあるということで、当然今後、製造・出荷が停止されているものが認められるようになればこれも原料として使われてくるようになるというように御理解ください。

まず、公定規格ですが、公定規格の中に **SRM** を含まないことを農林水産大臣の確認を受けた工程で製造という条件を付しますので、大臣確認を受けていない原料が使われていればそれはもう公定規格に合っていない肥料ということで登録されません。個々の銘柄ごとにすべて登録審査をしていますので、**FAMIC** あるいは都道府県が一部担いますけれども、登録当局で全てチェックされるものです。さらに、摂食防止措置などが義務付けられているということがつきます。さらに、供給管理票などの添付が行われるという、この辺が 3 点セットで規定されるということでございます。

このうち※1 がついていますが、現在の規格は 2 月 1 日の **SRM** の範囲ではなく、全ての脊柱になっていきますので、今回の諮問によって本年 2 月 1 日付けの **SRM** の範囲の見直しに伴って公定規格の改正を実施するという考えでおります。

さらに、※2 の摂食防止材ですが、この場合には摂食防止材あるいは化学肥料との混合を想定しております。ただし、熔融とか一定の条件下での炭化、灰化、アルカリ処理したものであるというようなものについては摂食防止が義務付けられないということです。これは後

ほど参考に出てきますので再度説明します。

次に、※3 の供給管理票でございますが、原料を出荷する際には供給管理票が添付されるということでございます。

次に表示の告示でございますが、これも全ての肥料につけられるということになりますし、全ての肥料が立入検査に課されるということでございます。このうち、公定規格のSRM のところの真ん中の欄の※4 がございますが、蒸製てい角、牛毛くず、蒸製てい角粉、蒸製毛粉及び蒸製皮革粉、これは角、毛、ひづめ、皮のみを原料として使用するため、農林水産大臣の確認対象から現在でも除外しておりますし、今後も引き続き同様な措置として除外するという形にしたいと思っております。

さらに、公定規格の中で参考でございますが、今回摂食防止措置やいろいろ供給管理票を新たに課しますので、これまであった蒸製条件あるいは灰化の条件、蒸製条件で言えば133℃3気圧20分以上、灰化の条件であれば1,000℃以上の、あるいはアルカリ条件で言えば最終濃度が2.3 mol/L以上というものは特に定めません。その場合に摂食防止措置についてありますように、例えば1,000℃未満で灰化した、これは製造工程が全部FAMICに提出されてきますので、灰化が1,000℃未満だとかあるいは上に書いたような条件を満たさないものについては摂食防止措置がないと肥料登録しないという措置にしますので、いずれにしても不活化されるか、これまでの本委員会の審議において不活化されるということなどでオーケーになったもの、あるいは不活化が確認されない場合には摂食防止措置を義務付けるという形にすることにしております。

さらに、と場から排出される汚泥肥料については別途管理措置を行った上で、利用を認めており、その変更は行いません。これは最終的にどの農地に施用するかまで全部確認をとるということをやっておりますので、そういったこともあわせて引き続き継続していくという考えでおります。

私からは以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただ今農産安全管理課の朝倉課長から説明をいただきました。

引き続きまして、事務局からお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、資料1-4と、あわせて参考資料1-2を御用意いただきたいと思えます。

まず、参考資料1-2が前回のプリオン専門調査会におきましておまとめをいただいて御報告いただいた件について、食品安全委員会熊谷委員長から農林水産大臣に回答した文書になります。これにおきましては、肉骨粉の肥料利用につきまして、農林水産省が導入する管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、牛の部位を原料とする肉骨粉を含む肥料は現行の牛の部分原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとし

て回答したところのものでございます。

そして、この理由につきましては資料 1-4 をご覧いただきたいのですが、考え方をまとめますとこのようになると思っております。まず、人と書いておりますが、人に対するここで暴露リスクに該当すると考えてよいかと思うのですが、前提といたしまして、肥料は、牛の SRM、当然ながら死亡牛も除かれるわけですが、そういった部位を原料として生産されているというのがあります。これらのところの部位については人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位が原料になっているところなんです。これを踏まえますと、牛肉骨粉等肥料を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスクは、牛由来の牛肉及び牛肉臓、当然 SRM を除きますが、これの摂取に由来するリスクと変わらないということが言えると思います。

次に牛と書いてありますが、この場合増幅リスクに該当すると考えてよいかと思います。昨年 10 月の評価におきまして 30 か月齢以下の牛でこれにつきましては中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいという評価をいただいたところですので、これを前提といたしまして、肉骨粉の肥料利用により現行の飼料規制等に影響があるかについては、まさにそのリスク管理措置が十分であるかが前提になると思っております。今回導入されるような、①とありますが、繰り返して恐縮ですが、流用・誤用を防ぐための摂食防止材や化学肥料等との混合でありますとか、家畜への使用及び牧草地への使用禁止の表示、さらには原料の収集から出荷に至るまで供給管理票を添付するという流れがあつて、さらにはこれらについて無通告の立入検査を実施するという前提を置く限りにおいては、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難いというふうにおまとめをいただいたところでございます。今回につきましてもこれが当てはまるかどうかについて御審議をいただければと思っております。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

参考資料 1-2 に前回の諮問事項が 2 件ございまして、①についてすでに報告をさせていただいたところでございます。

資料 1-4 に今回もそれに基づいて特に下段のところの牛の増幅リスク、これについての考え方を取りまとめいただき、これも前回と同様ですが、管理措置を前提とする限りにおいて現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難いという取りまとめの方向性はいかがかということでございます。

それでは、本日は農林水産省から御出席されておりますので、御質問あるいは御意見ございましたらお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○甲斐専門委員 よくわかりました。お尋ねは、この肉骨粉等を使った肥料の需要と言いますかね、実需者と言うか利用者、購入してくれる人、そういうのは最近どうなのでしょうかね。まだ以前のように禁止する前のように需要があるのか、もう大体需要が落ちてしまつて、これを許可してももう使ってくれる人がもういないのか、その辺ちょっとお尋ね

したいのですけれども。

○朝倉課長 お答え申し上げます。前回も御説明させていただきましたが、禁止される前は果樹あるいは果菜などの食味と言いますか甘味が増すとかいうことで比較的価格の高い肥料として、付加価値の高い農産物をつくっている生産者には愛用されてきた肥料であったということは説明したと思います。10年程度禁止措置がありますので、今は例えば豚や鶏の肉骨粉とかそれ以外の代替肥料が使われております。ただ、やはり牛の肉骨粉の方が骨が硬いということがあって、「あれよかったんだよね」という現場の声があるのは事実でございます。したがって、すぐに需要の回復は難しいと思うのですけれども、値段などの関係あるいはその肥料の品質などもあって徐々に利用は拡大してくるであろうということで。そこはむしろ今回の審議においても、安全上も含めて、管理措置も含めてしっかりやられて問題ないのだということが御理解いただけるように我々も肥料の農業生産者あるいはその農産物を利用する消費者あるいは流通業者というところにもきちっと情報提供することによって利用が徐々にではあっても拡大していくというように取り組んでいきたいと思っています。

○酒井座長 よろしいですか。

○山本専門委員 1点だけ。やはり管理体制がしっかりしているかどうかということが非常に今後問題になってくるかなと思うのですけれども、かなりいろいろと工夫はされているようですけれども。実際農家の段階での何か記録を取るであるとかそういった措置というのは義務化するか農家に課するということはあるのでしょうか。

○朝倉課長 肥料取締法の法律上は製造販売のところまで帳簿などの義務付けがありますが、農家に対しての義務付けはございませんので、法律上の義務付けはございません。

ただ、今回肥料利用において農家、農業者団体なども規制、こういう形で肉骨粉などを肥料利用を進めていく際に意見交換を行ったのですが、最近生産工程管理、GAPというのが生産段階で入っていて、農家は作業日誌などに使った農薬、肥料などを全て記帳するようになっているので、仮に法制度上規制緩和をしても、なにか安全上懸念があるような議論があった場合には、農家は記帳されるので容易に使うようにならないよという声を生産者団体などからは聞いております。実質的には今大きく生産工程管理という運動が全農などを中心に行われるようになりつつありますので、実態上はそういった記録が残るといふことの流れにはなっているということでございます。

○山本専門委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○酒井座長 私も同じ質問になりますが、重要な点は管理措置です。ここでは供給管理票を添付させて流通させる、管理をします。最も重要なのが農家に搬入されてからの問題ですね。いわゆる牛への摂食防止措置を完全にとってなければいけません。そうしますと例えば記帳記録の指導とか、現在農場 HACCP の問題、川上で農場 HACCP の普及を行っておりますが、そういう記帳記録の問題。それから、書類の保管について、こういった点は先ほどのお話の中ですと無通告の立入検査を実施するのは3年ごとというお話だった

と思います。これは農家に対してもそうですか。それとも製造工場に対してですか。

○朝倉課長 お答えします。製造事業者になります。

○酒井座長 農家に対する何か具体的な普及啓蒙の指導あるいは摂食防止措置に対する何か考え方はお持ちでしょうか。

○朝倉課長 既に我々は今回肉骨粉で答申いただきましたので、都道府県ごとにといかブロックごとに都道府県の担当者を集めて今回の措置を全て説明しております。特に肥料の場合は都道府県登録の肥料もあるということで、県の農業サイドの中に肥料を監視する当局と、使用などを司る当局などが一緒になっていることがございますので、そこは今回農家に対しても施用の際にこういう注意が入るよということとはよく周知をしてやってほしいということですし。当然県もこういった注意事項があるのを無視していいということではなくて、やはり生産上最近ではコンプライアンスとかそういう話もありますので、そういった点でやはり万が一にも表示があるにも関わらずよく見ずに使ってしまうとかということがないように神経を使うということで、そこは県の方でよく農業サイドと肥料、同じ中に入っているのですけれども、やってほしいということをおっしゃるので、そこは引き続きしっかりやりたいと思います。

私が申し上げたのは、肥料登録なり規制をする肥料取締法の法制度の中では使用者に対する罰則なり義務付けというのが入っていないということをおっしゃるので、やらないということではございません。

○姫田事務局長 ちょっと付け加えますと、基本的には農家に行く肥料は既に化学肥料と混合されているとか、それから忌避措置がとられているということなので、これを牛があえて食べるということにはならないというのが基本だと思います。ですから、規制というよりはその前の段階で牛が食べないというのが基本だろうと思います。ですから、規制というよりはそこで十分担保できるのではないかなと考えています。

それともう一つは、誤用防止、施用の防止ですけれども、これは肉骨粉のときと同じですけれども、価格面で引き合わないの、いわゆる牧草地に畜産農家が散布する場合というのは最も価格の安い BB 肥料かあるいはいわゆる家畜糞堆肥しか散布しないと考えられますので、あえて高価な肥料を畜産農家が散布するということはないのと、それからいわゆる表示上の散布しないということで担保できるのではないかなと考えております。

○功刀課長補佐 畜水産安全管理課の功刀でございます。

私ども毎年食品安全委員会に BSE の飼料規制の状況について御報告をさせていただいております。農家段階の飼料規制の順守ということで、一つは私どもの方で畜産農家に対するパンフレット、注意事項ですね、今後この肥料が認められるということになった場合にはこのパンフレットの中にも当然注意事項を追加してまた配布をしていきたいと思っております。都道府県と地方農政局で牛の農家に対して巡回指導を毎年実施しておりますので、その中でも新たにこの肥料の規制が変わったというようなことについて周知指導をしてまいりたいと思っております。

○酒井座長 どうぞ。

○小野寺専門委員 この結果管理措置の変化というのがあると思うのですけれども。従来FAMICでは牛の材料、特に骨が含まれないというので一生懸命それでそのための検鏡検査とかいろいろその他の検査をやっていたと思うのですけれども。この結果そういうことは、これからはもう余りやらなくなるということでしょうか。

○朝倉課長 今回の質問の趣旨をもう一度お願いします。

○小野寺専門委員 今までは肉骨粉が入ってはいけないというので肉骨粉が入っていないというので結構そのための抜き取り検査なんか幾つかやっていましたよね、1年間にたしか300検体とか400検体とか、そういうことはこれからやらなくなるのですか。

○功刀課長補佐 飼料の肉骨粉ということでございます。

○小野寺専門委員 そうか、飼料か。肥料だから関係ないということですか。

○功刀課長補佐 飼料につきましては飼料規制変わっておりませんので、今は豚、鶏のみの、牛の入らない肉骨粉しか使ってはいけないということになっておりますので、引き続き豚、鶏の肉骨粉のレンダリング工場に立入検査を無通告で行いまして、肉骨粉を採取して、PCR法、ELISA法により、牛の成分が入っていないか確認をするというのは引き続きやってまいります。

○朝倉課長 肥料の方はそういうことでいろいろ利用場面が出てくるのですが、先ほども縷々説明しましたように、相当原料ごとに公定規格が分かれて、使う原料なり条件が、似たような説明がずっと続いたかと思うのですけれども、ああいうふうになっていますのでFAMICでは当然個々の登録検査ごとに公定規格に合っているかどうかというのを見ますし、登録された肥料がその製造工程どおり、立入検査で全て確認して個々の業者を指導したり取り締まったりしておりますので、そこは何か違うものがどんどん使われるとかということではなくて、あくまでこの規格の中に合っているということで登録を受けた製造工程で使用されると。そこをFAMICが監視をするということで御理解ください。

○引地課長 FAMIC肥料管理課長の引地と申します。

補足説明でございますけれども、肥料については肥料取締法の世界で規格というものがあって、その規格は肥料成分が最低これ以上なければいけません、有害重金属等はこれ以下でなければいけません、またその他の制限事項として牛の脊柱等が含まれていないことという規格が設けられております。その規格に対して肥料の生産業者なり輸入業者さんは登録をしない限り肥料の流通生産はできないという仕組みになっております。

登録された生産工場に対して我々FAMICは農林水産大臣の指示の下、立入検査という形で現場に行き、その現状から製造工程、あと必要な事項がきちっと表示されているかどうか、それを確認して合否の判定をして、最終的にはFAMICなり農林水産省に報告して、会社のこういったものを検査しましたと。こういった点に問題があれば、行政的な指導とか技術的助言という形で改善をしていただくようにしております。

さらに、肉骨粉等につきましても実際に肥料として使いたい事業者さんから申請がござ

いまして、実際に参考資料 1-3 にございますけれども、きちっと管理措置がとられているかどうか我々は確認して、その結果について合格、不合格を現場で確認して FAMIC のホームページでこれこれの事業場さんについてはこういったものを確認しましたということで十分な管理体制をとっているところがございます。

○酒井座長 ほかに御意見や御質問はございませんか。

○毛利専門委員 今大量の肥料の種類をいろいろ御説明いただきましたが、その中でちょっとわかりにくい点がありましたので教えてください。食肉検査場由来の例えば汚泥みたいなものも含まれるのでしょうか。

○朝倉課長 含まれます。先ほど最後の参考のところの説明したのですけれども、これについては別途私どもの方で通知を出していて、それを原料として堆肥などを製造して流通して、最終的に農家に渡る段階まで、各県に置いてある国の出先機関である地域センターと県とで全部監視するようにしております、今回の措置に伴ってそこを変えるということは一切しないということにしております。

○毛利専門委員 そのときに、多分これは食肉検査場のところのレベルの話だと思いますが、48 か月齢超のものと 48 か月齢以下、すなわち検査するものしないもの、SRM はとにかく除くのですから問題ないのですけれども、48 か月齢超で今後 BSE が出てくる可能性というのは、この調査会でも検討したようにゼロではないのですね、とりわけ高齢になって。肥料とかそういったものの中に BSE 陽性牛が混じっていくということが起こるのではないかという懸念があるのですけれども。

○大曾根課長補佐 先生御指摘の BSE 検査につきましては御承知だと思うのですけれども、と畜場で陰性だと確認がされたもの以外は次の工程に枝肉から先に行かないこととなりますので、仮に 48 か月齢超のもので陽性になったものは食肉処理場には行かない仕組みになっておりますので、そういう肉がさらには肥料に回ることはないと考えられます。

○毛利専門委員 食肉検査場ではそのときはもう解体処理はしないと。

○大曾根課長補佐 枝肉自体が行かないこととなります。

○毛利専門委員 いや、枝肉は理解していますが、血液とかそういったものが肥料の材料として含まれてくる可能性もあるのではないかなと思って、その辺のところ少し気になるので。

○山本評価第二課長 ちょっとわかる範囲で現状なのですけれども。食肉検査場での検査材料等は御存じのように全部焼却されていると。と畜場で SRM は当然除去されて、それは焼却されると。SRM 以外の部分は当然利用できる。今言った検査陽性のものは当然除外されるということで、利用できるものはそれぞれ利用できるものとしてそれぞれの行先、皮とかひづめとかいろいろ行先があるわけなのですけれども、放血したような血が一部下水に行くと。下水に行く部分は流れるようなものはその下水として処理されるという形になるのではございます。そこは今までの管理措置の中でそういう体制で、一切固形物とかは除外されてという体制がとられていると。そこは変わらないのですよね。

○毛利専門委員 ただ、今まではそれを使ってなかったのですが、陽性になったときは今後どうなりますか。

○朝倉課長 陽性になったときにも廃棄していますので、そこはもう一切入って来ないようになっています。

○毛利専門委員 入って来ないのですね。

○朝倉課長 はい。要するに検査をして引っかかって陽性になれば、そこから出て来る汚泥も含めてもう肥料には一切入れるなど、産廃として焼却処理しろとやっていますので。ちょっとすみません、私食肉検査場と言いましたが、大概と畜場と食肉検査場とは一緒になっているので、それで説明させていただいたのですけれども。そういった場合に下水とかの浄化槽で処理した汚泥が仮に検査で引っかかると、あるバッチが引っかかりますよね。それはもう肥料にそもそも入れてはいかんということで措置していますので、現状でも入っていません。

先ほど私説明したのは、そういうふうには引っかからないものでもそういうものは念には念を入れて、今最終的に近所の畑に使用されることが多いのですけれども、その地域の誰それさんのところに持って行ったよというところまで県と協力して確認していますので、その措置は変えるつもりはないということを申し上げました。

○毛利専門委員 ありがとうございます。

○酒井座長 分別管理ができないとなる、例えば陽性が確認されたら、その全ては廃棄するということですか。

○朝倉課長 おっしゃるとおりでございます。

○酒井座長 よろしいでしょうか。

○佐多専門委員 幾つかちょっと教えてほしいのですけれども。一つ目は、資料 1-3 のところの下の方に参考というところがあって、公定規格にはいろいろな条件を定めないと書いてありますよね。この理由は何ですか。

○朝倉課長 今回そもそも SRM を入れない、そもそも原料からはじくということを供給管理票も含めて徹底する、あと摂食防止措置も入れるということで、従来この委員会などで審議されたのはこういう条件で処理すれば不活化されるから利用していいよという枠組みでやっていたわけですけれども。その際には今回新たに入れるような摂食防止措置とか供給管理票をつけて義務付けるというのは法令ベースではなくて通知ベースでやったものですからなかなか徹底できないということでしたが、今回そういった措置を全て法令ベースに入れて、違反すれば罰則がかかるという形に製造業者を大きく縛りますので、そうすると製造工程のところはあえて条件を詳しく書かなくてもよいかというのが我々の考え方です。

ただし、ものによっては例えば蒸製条件とか灰化条件とかこれまでの委員会において不活化されるからいいよとされてきたものに満たないような灰化あるいは蒸製の条件で肥料登録したいと申請が来た場合は、それは登録の際に摂食防止材を入れない限り登録しない

よという措置をとることによって実質的には牛が口にしないという、不活化されていない可能性がある場合には牛が口にしないという措置を徹底するという事で担保するという事にしております。

○佐多専門委員 たくさんありすぎて条件もバラバラありすぎるといことですか。

○朝倉課長 そうですね、条件を課した場合にその条件をどう担保するかという課題があるので、そこはこれまで条件を満たすといことはある程度見てはきていたのですがけれども、公定規格の性格上、条件を付する必要があるれば付しますけれども、こういった管理措置を一連とることによって基本的に SRM を入れない、牛が口にしないという措置を確実にとることをもって製造条件をガチガチに縛る必要はないであろうという考え方です。

○佐多専門委員 リスクのある部分をなるべく外したから幾つもハードルを上げてやったので今回必要ないだろうというそういう考え方と。管理措置としてもそれで十分できるというふうに考えたと。

○朝倉課長 おっしゃるとおりです、そういうことです。

○佐多専門委員 それからもう一つ、これにはいろいろな種類の原料がいっぱいありますよね。1 に山のようにあって、2 はそれを混ぜていくわけですがけれども、それで最後まででき上がったものは幾つになるのですか。肥料といのは何種類あるのですか。要するに農家で使う段階の肥料といのはこんなにたくさんあるのですか。

○朝倉課長 非常にたくさんあります。この中に入るもので銘柄ごとに会社ごとに違々と全部肥料登録が必要になりますので。

○佐多専門委員 それにさらに化学肥料も加わって行ったりすると。

○朝倉課長 そうですね。肥料の登録件数で言うと、2 万件ありますので、それを個々に FAMIC で公定規格に合っているかどうかといのを全部見て登録審査しています。1 回登録すればずっと維持ではなくて、更新制度がございまして、ものによって 3 年ないしは 6 年といことと、その 3 年ないしは 6 年に 1 回の更新の手続き、内容を確認した上で更新するとい措置をとります。先ほど言いましたように立入検査で随時監視をすると、こういう仕組みでやっております。

○佐多専門委員 たくさんありすぎて逆にでき上がった製品の中にどんなものが含まれているかとい分析から逆にたどることはできないといふうに理解していいのですか。

○朝倉課長 そういうこともあって表示制度の中で肉骨粉なども含めて使っていればそれを表示するといふうにまず義務付けております。今回肥料製造業者に製造工程を登録の際にデータとして出させて、どんな原料をどのくらい使っているといのが登録の段階でも確認できますし、立入検査に入ったときにはその製造工程どおりつくっているかどうかといのが確認できるように、必ずしも分析によらずにそういったことで確認できるようなことを肥料製造業者に義務付けているといのが今回の措置の特徴です。

○酒井座長 ほかにはございせんか。

○堀内専門委員 その資料のところではなくて、事務局から説明があった参考資料 1-2 と

1-4 なのですけれども、1-4 の人の評価の前提の一番上の四角の二つの表記はちょっと誤解を招くのではないかなと思うのですが。肥料は牛の SRM を除く部位を原料として生産されている。その解釈が人が摂取しても健康影響が無視できるという単純な流れではないと思うのですよね。実際ここの委員会でやっていることというのは、SRM 以外は全て安全だとは一言も言ってないと思うのです。

実際に参考資料 1-2 の裏に書いてあることがそれに当たるのではないかなと思うのですけれども。ちょっと行政用語なので中身を確認しなければいけないのですが。結局資料 1-4 の上で言いたいことは、48 か月齢以下の検査していない牛については SRM を使わない。かつ 48 か月齢以上に関してはと畜場法の第 14 条の検査というのは BSE の検査ではないかなと思うのですけれども、これで陽性になった牛あるいは病畜を除くというそういうパッケージとして初めて人が摂取しても健康影響が無視できるというところにつながっていると思うので。

この資料 1-4 の文言がひとり歩きするとちょっと、SRM 以外イコール健康影響が無視できるというふうにとられかねないので、ちょっとこの文言は修正した方がいいのではないかなという印象があります。それが第 1 点ですね。

あと、すみません、ちょっと資料のところの一つ簡単な質問があるのですけれども。先ほど言われた生骨粉というやつですね、これの製造方法が 100℃でというようなことをおっしゃられていたように思うのですけれども。ですから先ほど佐多先生からも質問があったのですけれども、こういうものも全て資料 1-3 の下の参考という公定規格のところに係ってくるという理解でよろしいのですね。

○朝倉課長 今回の公定規格あるいはその他の管理措置などの義務付けにおいて、SRM が除かれた生の骨を 100℃程度で乾燥させた後、粉碎した生骨粉のみが登録されるようにしていくということです。したがって、その原料である生の骨は原料が出て来るところから供給管理票がきちっとついていますし、大臣確認などの措置をとって、きちっと除かれるようなことになっているということを確認した上で、すべて肥料原料として流されて肥料製造場で確保されると、こういう流れになるというふうに御理解ください。

○堀内専門委員 これまで、これだけ肥料の原料があったのを知らなかったのですけれども、生骨粉というのが今使われていない理由というのをちょっと教えていただけませんか。

○朝倉課長 BSE の問題が起きたときに、一律にこういう牛の部位を利用している肥料というのは通知に基づいて、まず肥料利用を停止した上で、食品安全委員会ができる前ですと専門家会議ですけれども、不活化条件などを勘案して蒸製骨粉などについて順次利用を再開してきたという過程でございます。

そういう中で比較的ニーズが高い、あるいは SRM が明らかに含まれないというようなことで、あるいは含まれないことが容易にオーケーが出るというか承認いただけそうなものから順次やってきているということもあって、生骨粉の場合にはニーズというのでしょうか、ゼロではないのですが、必要性という点でこれまで通知のレベルを外すのは後回し

にしていたという面があります。数が多かったので1個1個やる考え方でその不活化条件とかいろいろ検討すると相当時間かかりますので、やはりどうしても業界としてあるいは農家としてのニーズが高いものから優先度をつけてやってきた結果として生骨粉は現在に至るまで利用されるような形にはなっていなかったというふうに御理解ください。

○大曾根課長補佐 まさに堀内先生御指摘のように、ちょっと意識しすぎた表現になっておりますので、修正をさせていただいた上で今後会議資料をホームページに掲載させていただきます。

○酒井座長 よろしいでしょうか。

○佐多専門委員 繰り返しになるかもしれないのですけれども、今まで使われていなかったのにこれからどれぐらい使われていきそうなのかどうか、どれぐらい売れるのですかという気がするのですが、どんなところに本当に使われていくのかとか、これ回り回って牛の口に入らない、そして人の口に入らないということを担保しないといけないわけですが、その辺はどうなのか、見込というか。

○朝倉課長 先ほど申し上げたことを繰り返すと、徐々に広がっていくだろうと我々は予測しています。それで、もともとこれらについては肥料だけで全ての生産されてくるものを、需要が全部あったわけではなくて、飼料などの利用も相まって需給が均衡していた部分がございます。今回肥料だけ開けたからと言って全部使われるということではなくて、余ったものは引き続き焼却事業で助成をして焼却するという枠組みで動くというふうに聞いておりますので、何かダブついているところや流用されるというよりは、やはり肥料で利用したいというものが原料として供給されていくということで、残りは需要がなければ肥料として製造されない限りは焼却事業の中で焼却されていくというようにお考えいただければと思います。

○酒井座長 佐多先生、よろしいでしょうか。

○佐多専門委員 その用途はどの辺を考えているのか。

○朝倉課長 先ほど申し上げましたように、果樹や果菜などの比較的値段が高い肥料ですので、付加価値の高い農産物に質のいい有機質肥料として使われることが想定されます。

○佐多専門委員 そうするとそんなにたくさんつくらなくてもいいのですね。

○朝倉課長 使用したい農家の需要があつての製造になりますので、やはりニーズがないとなかなか利用は伸びていかないだろうということで。先ほども繰り返し述べましたけれども、既に10年ぐらい代替資材で回ってきているので、一遍に急にふえるということはないだろうと。ただ、品質的に牛の骨の方が硬いとかという声があつたのは事実ですので、徐々にそこは今まで代替資材だったものが置き換わっていくということはあるであろうと我々は予測しております。

○引地課長 ちょっと補足説明になりますけれども、先ほどよりお話に出てきた生骨粉ですけれども、BSE発生以前は大体年間1万tぐらい、主に鹿児島県のシラス台地あたりで、特殊な土壌なのでそちらの方で主に使われておりましたが、BSE発生以降は生骨粉

の生産製造は現在ストップしております。それで今回多分解禁になった暁には実際そういった現場の需用があろうと想定されます。

○朝倉課長 例えば肥料、平成 12 年、利用を停止する前にどのぐらい利用があったかという統計的なことを申し上げますと、例えば肉かすで言えば生産量が 1,500 t ございましたし、にかわかすであれば 368 t ございましたし、肉骨粉であれば国内生産量が 9,544 t。その当時は輸入も 5,400 t 程度ありましたので、今回輸入は対象ではありませんので。そうすると当時肉骨粉全体としては 1 万 5,000 t ぐらいあったということでございますので。これらが 13 年のときに一斉に原料として使ってはならないということで相当当時は混乱をしたということでございます。これが徐々にいずれは戻ってくるであろうというふうに我々は予測しているということでございます。

○酒井座長 毛利先生どうぞ。

○毛利専門委員 説明にはなかったのですが、参考資料 1-1 に資料 1 の別紙とありますけれども、これは参考資料で取り下げたというものの中にこの資料 1 の別紙が含まれているというふうに見ていいのでしょうか、今日ついているものの中に。

○大曾根課長補佐 参考資料の表紙の……

○毛利専門委員 参考資料 1-1 のその後に……

○大曾根課長補佐 2 の (3) ですか。

○毛利専門委員 いや、参考資料 1-1 の 4 ページの裏側。これは、取り下げたという内容の話ですか。さっき説明はなかったのですが、一番最初に 2 月 19 日に取下げがあったという御説明が座長からありましたけれども、資料 1 の別紙というものはそれに関連したものなのかどうなのか。

○山本評価第二課長 資料 1 の別紙はいわゆる、資料 1-1 の 5 ページの横長の表のことかと思いますが。これはいわゆる肥料の区分を模式化してつくったものですが、ちょっとわかりにくいということで、今回は新たに説明資料を農林水産省で用意して説明しています。これは取り下げたものではありません。

○毛利専門委員 取り下げたものではない。

○山本評価第二課長 はい。

○毛利専門委員 そうすると、この言葉の使いよう、それから実際的なリスクについて少しミスがありますので、訂正していただきたいと思いますが。

まず、「異常プリオン」という言葉、これはマスコミ等でも誤用されて一般的にはなっ
てきつつありますが、科学的には異常プリオンたん白質であって、プリオンそのものが異常
ですので、この用語は厳密には間違いです。

それから、加熱処理により不活化というふうを書いてありますけれども、我々の農林水
産省のプロジェクト研究の結果では、日本の中で確かに不活化可能なレベルで蒸製処理さ
れているところもありますし、そうでないところもあります。加熱処理による不活化とい
うのはこの委員会で過去に取り下げられたように、OIE の基準では BSE に関しては不活

化されないということが証明されております。したがって、ここも修正されるか、もしくはこの部分を削除された方がいいと思います。

それにつながるのが先ほど来少し問題になっておりました公定規格ですが、公定規格としてこれを決めてしまうと、あたかもこのレベルで安全だというふうにとられて、そういう処理で安全性が確保されたということになってしまうので、考え方としては、むしろこの公定規格というのを定めないという方が、先ほど朝倉課長から御説明があった考えの方が私はリスクとしては少ないだろうというふうに思います。

○酒井座長 ただ今、2 件の論点があったと思いますが、前半のにかわかすについては、前々回の専門委員会で取下げがあったと記憶しています。今資料を見ているのですが、第何回か、そのときに詳しく説明があったと思います。

○大曾根課長補佐 こちらにつきましては食品安全委員会において諮問を受けた際に、そこで取下げが認められたということで、前回の調査会で御報告をさせていただいたところ です。

○毛利専門委員 それは確認しているのですけれども、その資料 1 が取下げの中の資料として入っているものなのかどうなのかという質問をさせていただいたところ、資料 1 は取下げの部分とは関係ないということなので、この資料 1 がひとり歩きしてしまうとまずいと思い、意見をさせていただきました。

○山本評価第二課長 にかわかすは過去諮問があったのを取り下げて、今回全体としての諮問がなされているとの整理で。今のところは毛利委員おっしゃるように誤解を招く、正しくないの、ちょっと農林水産省の方でまた先生と相談して資料訂正をしたい。要は括弧のところがおかしいということですので。

○朝倉課長 確認させていただくと、私どもが以前、前回の肉骨粉の肥料の審議の際に出させていただいた資料で参考資料 1-1 の 5 ページの資料 1 の別紙と書かれているところの 2 点、異常プリオンという用語の問題と、加熱処理による不活化と、この部分が科学的に見て不正確なのということの御指摘だと理解させていただきましたので、ここは事務局ともよく相談させていただきまして、適切な形に改めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○酒井座長 ありがとうございます。これはあくまでも農水省からの諮問文ですので、これは農水省側で、ただ今の毛利先生の御意見に基づいて修正をしていただくということになろうかと思います。よろしいでしょうか。

○朝倉課長 了解いたしました。

○酒井座長 ほかにはございませんか。

○佐多専門委員 すみません、その直した資料はいただけますか。

○朝倉課長 直したものを、相談をさせていただいて適切な表現にして直したものを再度提出すると、手続き的にどうするかはちょっと事務局とも話し合わせていただきますけれども、適切な表現に直したもので差し替えるという形をとらせていただきたいと思います。

○大曾根課長補佐 調整が済んだものにつきましては先生方にお送りさせていただくとともに、今ホームページにも既に載っているのですが、そちらも差し替えさせていただきます。

○酒井座長 ただ今の件については、事務的にまず農水省から訂正があったものを各先生方に、この後の確認事項もありますので、資料を送っていただいて確認の後に差し替えていただくということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○姫田事務局長 事務局から確認ですが。先ほど朝倉課長から最初のプレゼンのときに輸入肥料についても大臣確認を同様にしますということと言われて、それから先ほど肉骨粉のところでは輸入については今回は除外ですがと言われたのですが、まずそれについてどうお考えなのかと。もし輸入を考えておられるのであれば、少なくともいわゆる基本的な条件、アメリカ、カナダ、フランス、オランダについては 30 か月齢以下で SRM が除去されたものを原料とするということがどう担保されるのかということ。それから、非発生国についても、それは非発生国の条件にはなりませんけれども、国内と同様に SRM が除去されているのかとかいう条件を。それから、それぞれの国でのどういう管理措置が行われているかということがどう担保されるかというのが必要になるかと思えます。

それから、もう一つは、国内に輸入する場合において、通関時に当然先ほどの資料 1-1 の 2 ページの牛の部位を原料としているものということであれば、これは当然そのまま牛の飼料として使えるものですから、これとどう区分すればいいのかということ。それは 3 ページのものになればもう既に肥料になっていますからそこは問題ないのかと思えますけれども、2 についてはどう担保されるのか。忌避措置とかを通関時に義務付けられるのか、そういうことについてどう管理されるのかということ。もし輸入品を対象とされるということであれば 1 から説明していただかなければいけないのかなと思っております。

○朝倉課長 先ほども現状で今輸入されているものを例にとりて説明させていただき、再度繰り返しになりますけれども、事実関係ですので説明させていただきます。

例えば今蒸製皮革粉につきましては現状でも、先ほども申しましたように輸入肥料として登録されております。これは韓国との家畜衛生条件が結ばれて、該当する工場で製造されたものということで登録、審査した際にそういうものであるということを確認して登録しているということでございます。

したがいまして、公定規格の性格上、国産に限るとか輸入に限るとか書いてはいないのですけれども、そこはまずは動物衛生、家伝法の衛生条件とそこはリンクをされていると。どうやってリンクを保つかということについて、例えば肉骨粉の例で言うと、まず大臣確認というのがございますので、今姫田事務局長が申し上げたようなことが当然衛生条件の方で仮に利用される場合には話し合われると思うのですけれども、大臣確認の際にも同様なことを一緒に確認されるというのが条件であると。逆に言うと、そういうものが確認されないものは大臣確認をしませんので、大臣確認されないものは公定規格上肥料登録とし

ては要件を満たさないということですので、肥料として登録をされないということになります。

肥料が登録されていないものが肥料として入ってくることには、通関時に必ず税関当局で肥料登録があるかどうかを個々の肥料ごとに確認していますので、確認されないものは輸入されないと、こういう措置になるということが概要としてのあらましになります。

よろしいでしょうか。

○姫田事務局長 そうすると、肥料登録されている例えば肉骨粉が輸入された場合は、それは忌避措置なしに輸入できるということになるわけですね。それが肥料メーカーでなくても輸入できるということに。いわゆる肥料を混合するメーカーでなくても輸入できるということになるわけですね。

○朝倉課長 したがって、まずそういったものが家畜伝染予防法上の衛生条件としてまず問題なしということが条件としてついたという仮定の下で、そういうもので我々の方が大臣確認できた段階で、次に肥料登録をとられて、登録があれば通関が認められますが、登録がなければ入ってこないということになります。

○姫田事務局長 今現在、アメリカ、カナダ、フランス、オランダの牛肉については厚生労働省が基準が向こうの政府の承認だけでなく、まず当初に指定工場での確認に行っていますね。食肉についてはそういう確認行為が行われているわけなのですけれども。そういう確認行為をもし輸入があればされる予定があるのか、そういうことも含めて管理措置を教えていただきたいと思います。

○朝倉課長 ちょっと肉骨粉だとなかなか想定し難いのですけれども、先ほど申し上げた蒸製皮革粉の例で言いますと、まずは今の家畜伝染病予防法に基づく衛生条件が設定されていないものについてはそもそも原料であろうが何であろうが輸入禁止ということになっていて、衛生条件が結ばれたものだけが入れることができるということになっているわけです。その衛生条件が結ばれる際に実際現場に見に行くときに、我々肥料当局も一緒にくっついていって大臣確認という行為を一緒にやって、それで衛生条件がオーケーになったときに初めて我々の方も大臣確認をやるということが大臣確認の場合は前提になります。

この蒸製皮革粉のように大臣確認の要請がないものについては、肥料原料がそういう工場から運ばれてきていますよということを衛生証明書がついていることということになります。今回新たに供給管理票をつけることを義務付けますので、輸入する者に対して通関する時点でそういう供給管理票をつけなさいということを義務付けますので、供給管理票がそもそもついてなければ輸入されないということになりますので、そこは事前の衛生条件ときちんとリンクされるような通関時の措置がされるということを考えております。

○姫田事務局長 2 ページのやつについては家伝法に従うということで理解しましたけれども。そうすると3 ページのものは家伝法の対象ではないですね。

○朝倉課長 3 ページのものも、供給管理票がついてないものについては、少なくとも登録されない限りは入って来ませんので、こういう部位を原料として使っているよというこ

とがあれば大臣確認ないしは使っている原料がどこの工場で作った原料かというのが全部登録審査時に確認しますので、そこは登録時に衛生証明書がつかないような原料が使われている肥料については登録しないということになりますので、少なくともそこは入って来ないということになります。

○筒井専門委員 ちょっと私は今混乱しているのですけれども。現状、今日お話があった例えばてい角粉だとか蒸製何とかというのは、現状輸入されて一部肥料に使われているということがあるということなのですよ、その理解でよろしいですか。

○朝倉課長 外国で製造されたものが肥料としても入ってきています。その場合には衛生条件がオーケーになった工場での原料が使われていると確認されたものだけが登録されますので、それ以外のは登録されませんので、そういうものがやたらと入ってくるということではなくて、必ず衛生条件とリンクされることになっています。

○筒井専門委員 その衛生条件というのは具体的に言うと例えば BSE の発生がないとか、例えば現状ではどんな国から入っているかというのはおわかりになりますか。

○朝倉課長 海外から入ってきているのは今のところ蒸製皮革粉のみです、ほかはありません。

○筒井専門委員 どちらの国からというのは。

○朝倉課長 それは韓国です。蒸製皮革粉は韓国のみです。

○筒井専門委員 韓国だけですか。

○朝倉課長 はい。

○筒井専門委員 具体的にこの中で入ってきているのは韓国の今おっしゃったものだけが入ってきて、それ以外のは一切入って来ていないと。

○朝倉課長 はい、そうです。

○筒井専門委員 わかりました。

○酒井座長 少し議論が混乱しているので、私の考え方をお話します。よろしいですか。これは参考資料 1-1 で諮問を受けて、その答申を参考資料 1-2 でお返ししているわけです。これは報告書、親委員会の熊谷委員長から農林水産大臣に回答としてお返ししています。その中の 1 番のところから 4 行目に、日本に関してはということで、これまで議論をしてきているのは、我が国における取扱いについてどうしましょうか、それについて検討してきて、いわゆる 10 月に、そしてさらに 5 月に結論をお返ししました。その中でいわゆる肥料に使う、肥料に利用するということについては、前回この 2 件の牛の部位の特定部位を除く原料とする肉骨粉を肥料とする、そしてその肉かすその他のあげるものを肥料として利用するという 2 点について諮問を受けたわけです。

ですから、1 番については既にそれを先行して、ここにあります資料 1-2 としてお返ししている中で、これまで議論をしている中では国内で生じた肉骨粉あるいは肉かすという部分であり、国際間で、輸入するものについては別問題です。それについてはリスク管理側で考えていただきたいと考えます。改めてリスク評価が必要ならば、リスク評価側に提

出していただきたい。そうしませんと、議論が非常に混乱してしまうと思います。ですから、1と2に対して我々としては誠意をもって迅速に評価結果をお返しをするということで、現在審議をしていますので、その範疇で御理解をいただきたいと思います。

よろしいですか。

○朝倉課長 肉骨粉につきましては先ほども説明の中で申し上げましたけれども、前回実質的には国産のものということで、衛生条件等で一切今禁止されて入ってきませんので、それを念頭に説明をしました。ただ、今回蒸製皮革粉で例に説明した、公定規格の性格としては内外無差別にはなっておりますので。だけれども、輸入ものといえども国産と同じ措置が課されるようなことが今回ルールとしてはできますということを申し上げたので、実際輸入するということでは一切ございません。

○酒井座長 ですから、それはリスク管理側でのお話であって、我々としては②の肉かすについて、これについてどのように評価をするかということで審議をしています。今のお話が現実にあったとして、韓国の蒸製皮革粉は輸入されているわけですね。

○朝倉課長 蒸製皮革粉については輸入されているという現状があります。

○酒井座長 でも、それは直接この諮問とは関係がない話ですので、区切りをさせて処理をさせていただきたいと思います。

ほかに何か御意見ございますか。

もし私の考えが間違っていればぜひ指摘していただきたいと思います。

○横山専門参考人 一つ、個々の話ではないのですけれども、今回「無視できる BSE リスク」の国に認定されたわけですが、今後のこういった管理措置の中でこの位置付けが農林水産省の中でどういう意味を持っているのかというのがまだよく見えないのかなど。これは今回の管理措置に関しては恐らくそれとは関係なく提案されているように思えるのですが、今後ネグリジブルになったということで、管理措置自体又はこの考え方が変わっていくのか、又は「無視できる BSE リスク」の国の認証をとったというのがどういう意味合いを持っていこうとしているのかというところはぜひお聞かせ願いたいなど。

○朝倉課長 基本的にはリスク管理というのはやはりリスク評価結果に基づくリスクの程度、リスク評価で出てきたリスクの程度に応じてリスク管理措置を検討していくというのがリスクアナリシスで、リスク管理措置を検討する以上は大原則なのだろうと思っています。ただ、今回は先ほど酒井座長からも補足して説明していただきましたが、そういったリスクの程度の議論はあるかもしれませんが、我々としてはできるだけ早く利用できるものは利用するという考え方に立って今回御提示させていただいたようなリスク管理措置を摂食防止材や供給管理票を導入することによって、そこは利用再開に道を開くということを優先して出させていただいたものでございます。

したがって、今後ともどういうふうにするかはやはりリスクの程度や肥料の利用形態などに応じてまた検討したいと思いますが、当然何らかのこういったリスクの程度に応じた管理措置をしていこうという考え方に立つ場合には、リスク評価が前提となっ

てくるということでございますので、当然リスクアナリシスの中には実際やってみて後、再度見直しをして再度評価をお願いするという繰り返しの工程がございますので、そこは一切ないということではないですが。ただ、当面はまずはこういう形で開けて、とりあえず 10 年間ぐらいずっと使わない状態できたものの需要をある程度もとに戻していくというところが優先されますので、当面はこの措置でやっていくということが基本だろうと考えております。

○姫田事務局長 すみません、担当課長が今日は来ておりませんので、また別の機会に担当課長に答えてもらいたいと思います。

○酒井座長 それでは、座長から提案させていただいてよろしいでしょうか。

参考資料 1-1 では、先ほど申しましたように①については先行して 4 月 8 日付けで回答書を熊谷委員長に提出して、同日に農林水産省にお返しをしました。②については、今お話をいただいていた肉かすその他を肥料に利用することにつきましては、農水省が導入しようとする管理措置を前提とする限りにおいては、現行の飼料規制等の効果に特に影響を及ぼすことは考えにくいので、これにつきまして前回同様に食品安全委員会に報告をしたいと思います。

中身につきましては事務局と座長に御一任いただいて作成し、それを各委員に御連絡をして、また御意見をいただくということにして本日まとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましては直ちに取りまとめ作業をいたしまして、各委員の先生方にはメールを使いましてその最終調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ただ今農林水産省関係が終了いたしましたので、これから議事 2 のアイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について審議に入ります。

席が入れ替わるまでお待ちください。

よろしいですか。

それでは、4 月 2 日に厚生労働省からアイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価につきましての諮問がございました。4 月 8 日の食品安全委員会本専門調査会での審議を依頼されたものであります。

最初に、厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長から、諮問内容の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○道野室長 厚生労働省の道野です。よろしく願いいたします。

それでは、諮問の内容からということで、恐縮ですがけれども、参考資料 2、諮問文でご

ございますけれども、ご覧いただければと思います。今御説明のあったとおり、本年 4 月 2 日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛て、食品健康影響評価についてということで、アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定ということを諮問させていただきました。

実質的な内容については別紙ということで、諮問の背景、具体的な諮問内容、今後の方針というような整理をさせていただいております。内容につきましては一昨年 12 月に諮問させていただきました一連の国内、それからアメリカ、カナダ、フランス、オランダの内容と基本的には同じです。

1 番の諮問の背景、趣旨でありますけれども、アイルランド、ポーランド産の牛肉等については BSE 発生に伴って輸入禁止措置を講じております。今般各国の飼料規制、サーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえて現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要になっているというような状況であります。

評価に当たりましては、飼料規制、サーベイランス、SRM の除去に加え、と畜場での BSE スクリーニング検査など我が国と同様の BSE 対策を実施している欧州連合が近年、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っている、そういった状況も踏まえて検討していただきたい、評価をしていただきたいというようなことであります。

また、OIE 基準よりも仮に高い水準の措置を維持する場合というのは、これは WHO 協定で科学的な正当性を明確にする必要ということがございますので、そういった面からも御検討いただければということでもあります。

具体的な諮問内容でありますけれども、月齢制限につきましては現行の輸入禁止から 30 か月齢とした場合のリスクの比較、それから、SRM の範囲に関しては現行両国とも輸入禁止ということでありますので、全月齢の扁桃及び回腸遠位部、それから 30 か月齢を超える頭部、脊髄、脊柱に変更した場合のリスクを比較していただきたいということでもあります。

それから、ここも過去と同様でありますけれども、上記 (1)、(2) を終えた後に、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を上げた場合のリスクを評価していただきたいということでもあります。

今後の対応方針といたしましては、食品健康影響評価の結果を踏まえて必要な管理措置の見直しを行いたいというふうに考えております。

もう少し具体的な内容につきまして、資料 2-1 に基づいて説明をさせていただきます。

まず 1 ページでありますけれども、アイルランドの BSE 対策の経緯ということでもあります。もう少しその背景状況ということで言いますと、アイルランドの牛の飼養頭数というのは 2011 年で 585 万頭というふうに言われていますので、日本の 1.5 倍強ぐらいの規模であります。1 年間と畜頭数が 157 万頭というような規模だということを示イメージしていただければ。日本が 120 万頭ですから、これもやはり日本より 1.5 倍はいかないですけれども、若干多いというような状況であります。

対策の経緯に戻りますけれども、1990年、94年、このあたりで飼料規制ということをしています。これはただし反すう獣から反すう獣に対する給与の規制というようなことであります。1996年にいわゆるUKビーフバンと言われてはいますが、英国からの牛関連のものについての輸入規制というのを行っております。それから、2000年にサーベイランスに関して健康と畜牛も含めたサーベイランスをスタートさせてはいますが、本格的なサーベイランスのスタート、特にアクティブサーベイランスを含めたサーベイランスのスタートというのは2001年、要するにEUのTSE規則の改正というのと同じ年ということになります。

その後2008年にOIEから「管理されたリスク」の国に認定をされております。関連の内容で言いますと、BSEの検査対象、特にと畜場での検査というのをEUの場合やっておるわけでありはしますが、健康牛の検査対象月齢については2009年に48か月齢を超えるもの、それから2011年に72か月齢を超えるもの、それから今年の4月には健康と畜牛の検査を廃止しているというような状況であります。

SRMに関して2001年にEUの規則が施行されているわけですが、アイルランドについてはその前の1996年から97年にかけてSRM規制の体制が整備されているというのがここに出ていない内容としてはそういった状況がございます。

続きましてポーランドでありますけれども、ポーランドにつきましては飼養頭数がアイルランドとかなり近いのですけれども、2012年で613万頭ということですので、ほぼ同じような規模であります。と畜も年間で159万頭というような内容になっています。

先ほどちょっと申し遅れましたけれども、BSEの確認頭数がアイルランドは1,650余りとなっております、ポーランドは現在74というふうになっております。

ポーランドのBSE対策の経緯でありますけれども、サーベイランスの開始が1998年ということになってはいます。これはパッシブサーベイランスであります。それから、飼料規制については肉骨粉の反すう動物への飼料への使用禁止というのが1999年。それから、2000年から2001年にかけて、スタートは2000年と考えていいと思っておりますけれども、BSEのサーベイランスについて本格的に実施をしています。2001年時点で、基本的には実際に欧州連合にポーランドが参加するのは2004年ですけれども、2001年時点でこういったBSE関係の規制については整合性をとったという説明になっています。

それから、その後ですけれども、2008年にOIE総会でBSEステータスが「管理されたリスク」の国に認定をされています。ちなみに、健康牛のBSE検査、と畜場でのBSE検査の対象月齢でありますけれども、2011年7月に72か月齢超に引き上げをやっております。ポーランドに問い合わせたところ、健康牛のこういったと畜場での全頭検査、サーベイランスですけれども、これに関しては2014年1月から見直すというふうに情報を得ております。

両国からの過去の輸入実績でありますけれども、ポーランドは今まで日本がポーランドから牛肉を輸入したという実績はありません。アイルランドについては主に牛の内臓を、

特に胃を中心に輸入がございました。平成 10 年、11 年ごろのデータですと年間 1,200 t から 1,300 t 程度の輸入があったということでした。

また資料 2-1 の 3 ページでありますけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、アイルランドとポーランドに関しての BSE の発生状況について、国際的な発生件数の推移と比較して見ていただければと思います。括弧書きでちょうど表の真ん中あたりにアイルランドとポーランドというのが入っていますけれども、これは欧州の内訳ということで括弧書きで入っています。ここにあるとおり、アイルランドは 1,654 頭、ポーランドが 74 頭というようなことであります。

注釈の 2 にございますとおり、2013 年、今年の 4 月に 1 頭ポーランドで発生しておりますけれども、これについては詳細情報について追加的に収集をしているという状況であります。

それからあと、もう 4 ページ以降は参考資料でありますけれども、各国の BSE 検査体制ということで、上段が食肉検査、それから下側がサーベイランスということであります。日本につきましては従前御答申をいただいて私どもの今リスク管理措置の見直しをやっておりますけれども、7 月 1 日以降、48 か月を超えるものに BSE の検査対象、と畜場での健康牛対象の検査はこのような内容で改正をしております。

それからあと 5 ページでありますけれども、各国の特定危険部位ということでありますが、アイルランド、ポーランドいずれも EU 加盟国ですので EU の規則と同じ内容になっております。

それから、6 ページの飼料規制についても同様であります。

私からは以上であります。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、この資料をもとに事務局が取りまとめをいたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、前回の米、加、仏、蘭と並びで、恐らく必要であろうと思われる資料で一部前もって作成したものがございますので、その説明をさせていただきます。

まずは資料 2-2 をご覧いただきたいと思います。資料 2-2 の 1 枚目、アイルランドの BSE 検査対象月齢の推移とございますけれども、まず左側、健康と畜牛をご覧いただきますと。すみません、その前に、先ほども御説明ありましたが、1989 年よりパッシブサーベイランスは開始されているところでございまして、実質的には 2001 年から本格的な検査がスタートしてございまして、健康と畜牛については 30 か月齢超として検査がなされ、2009 年には 48 か月齢超に上がりまして、2011 年 7 月からは 72 か月齢超、そして最新なものですと今年の 4 月からは検査不要ということになっております。

死亡牛につきましてはご覧のような形で同様に上がっているところでございまして、一番右側、臨床症状牛については全月齢のものが対象となっているところでございます。

続きまして次のページをお願いいたします。アイルランドにおけますこちらに示しておりますのは出生年別の発生状況を示させていただいております。こちら検出年といたしましては 1989 年からの数字が積み上がっているところがございます、昨年末時点で 1,654 頭となっております。OIE のホームページを見てみますと、今年についてはまだ発生報告がないところがございます。

さらにはグラフを見ていただきますと、1995 年にピークを迎えておりまして、その翌年には飼料規制の強化、具体的には豚・鶏用飼料製造・利用等の許可制というものの導入がなされておりました、その後発生は激減という言葉を使っていいのかどうかですが、減少の傾向が見られております。

さらには、最低月齢でございますが、月齢がはっきりしたものといたしましては 43 という数字が確認できておりました、最低月齢は 43 か月齢と思われま。

さらには、下の方を見ていただきますといわゆる BARB でございますけれども、こちら飼料規制後、すなわちフランス、オランダと並びをとって EU でのいわゆる完全飼料規制がスタートした段階、その後生まれた BSE の陽性牛ということにしておりますが、アイルランドにつきましては 11 頭確認されております。さらには、フランス、オランダとちょっと違う点で興味深いのが、一番右側区分というのをご覧いただきますと、コホート牛というのが今回初めてありまして、これはすなわち BSE 陽性牛と生後 1 年の間同じ農場で育った牛をたどって行って検査したところ BSE 陽性だと確認がとれた牛と言い換えてよろしいかと思えます。

そして、出生年で見ました最終発生ですが、こちらは 2004 年 4 月生まれのものが最終発生でして、現時点において 9 年 2 カ月が経過しているところがございます。

続きましてポーランドに移らせていただきます。ポーランドにつきましては 1998 年よりパッシブサーベイランスが開始されているところですが、こちら実質検査が開始されているのが 2001 年からでございます、こちら 30 か月齢超をずっと検査しております、その後 2011 年 7 月から 48 を通り越して 72 か月齢超になっております。また、情報によりますと、来年の 1 月から、2014 年 1 月からはこの月齢について 96 か月齢に上げる予定という情報があります。

死亡牛、臨床症状牛については同様でございますので省略をさせていただきます。

続きまして、ポーランドの出生年別の発生状況でございます。こちら検出年といたしましては、2002 年から検出がなされておりました、その積み上げた結果昨年末時点で 73 頭、今年 1 頭出ておりますけれども、昨年末時点とすれば 73 頭となっております。今年出た 1 頭につきましてはまだ情報が入手できていないところがございます。

また、平均月齢や最低月齢をご覧いただきますと、ほかのフランス、オランダと比べましてちょっと右肩下がりと言いますか、ちょっと今までにないグラフになっていると思うのですが、この理由として考えられますのが、先ほど申し上げましたように検出され始めたのが 2002 年からになりますので、その当時検査開始したのが多分高齢の牛から、汚染

があった牛は高齢だと思われるので、2002年当時で高齢のものが検出されたがために、見かけ上左側の方が高くなっているというふうに見えるのかなと考えるところでございます。

また、最低月齢でございますが、こちら32か月齢の牛が2頭、2002年生まれと2004年生まれで発生しているところですが、また、BARBでございますが、こちらいわゆる完全飼料規制が導入された後という考えでいきますと、2004年5月以降に生まれたものでよろしいかと思うのですが、それは3頭出ているところでございまして。先ほど申した最低月齢のうちの1頭が1番目のものになっています。

また、出生年で見ました最終発生ですが、こちらは2005年11月生まれのものでして、現時点において7年7か月が経過しているところでございます。

続きまして、資料2-3をお願いいたします。EUにおける非定型BSEの発生状況をEFSA Journalから抜き取ったものがこちらの表でございまして。今回対象となっているアイルランド、ポーランドについて網掛けで示させていただいております。アイルランドにつきましてはこれまで3頭の非定型が出てございまして、いずれもH型でございます。最も若齢の牛は131か月齢でございました。また、ポーランドでございますが、ポーランドは11頭確認されてございまして、H型が2頭、L型が9頭となっております。こちら最も若齢の牛は98か月齢と思われるという言い方が正解かもしれないのですが、厚生労働省から提出された資料で見ましたところ、出生年月と何か月齢で確認がされたというのは二つずれて書いてありまして、確認月齢では98というふうに書いてあって、出生年月の方がちょっとずれておりましたので、こちらについてはやはり正確を期す意味であればポーランド側に再確認した方がよろしいのかなと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

これから審議に入りますが、この審議案件につきましてはこれまでと同様に慎重に審議をしていきたいと思っております。

ただ今の厚生労働省並びに事務局からの説明に対しまして、御意見御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 すみません、ちょっと確認を。今の事務局の説明で、アイルランドとポーランドにつきましては、平均月齢、最低月齢というのが図の中にあります。それで、各年次と言いますか途中までプロットしてあります。これはその年に見つかった牛の平均値なのですか。発生が確認された年じゃなくて、発生した年で平均値をとっていますか。

○大曾根課長補佐 はい、まさに出生年別ですので、出生年で見ての平均と最低です。

○熊谷委員長 2004年、アイルランド、これもそうなのですか。これは1頭だけの数値ということになりますか。

○大曾根課長補佐 はい、まさしく表中の11番のBARBになります。

○熊谷委員長 それから、この出生年別の統計の中に非定型込みの図ですか。

○大曾根課長補佐 はい、含まれております。

○酒井座長 よろしいですか。どうぞ。

○筒井専門委員 2点確認があります。1点は、ポーランドで、今年1頭発生があった、未確認だということをお伺いしたのですけれども、それは出生年等も未確認ということで、この中には反映されていないということですか。BARBとかそういうこともわかっていない状況だということですので理解してよろしいですか。

○大曾根課長補佐 はい、事務局で作成いたしました資料上は含まれておりませんで、確認がとれていないところです。

○筒井専門委員 わかりました。

あと1点、例えばアイルランドになりますと結構飼料規制後に時間たってから生まれている感染牛が幾つかいるのですけれども、こういったものについての何か詳細な情報というものは入手しておられるのでしょうか。これは厚労省に聞けばいいのかな。

○道野室長 一応それぞれ発生した牛のバックグラウンドについては一定のデータはつけていますけれども、さらに詳細ということであればまた別途アイルランドに問い合わせるということも可能ですので、とりあえず提出させていただいた資料をご覧になっていただいた上で、詳細についてまた資料を出せということですので要請していただければと思います。

○酒井座長 ほかに。

○山本専門委員 飼料規制をしてからの検査体制とかそういう検証されていると思うのですけれども、その辺のデータのデータとか情報というのは厚生労働省はお持ちですか。

○道野室長 諮問資料の中に付けさせていただいていますので、基本的にはEUですので、実施体制についてはまさにアイルランドでチェックしているという仕組みになっていますので、そういった内容についても添付させていただいています。

○小野寺専門委員 ちょっと言葉の説明なのですが、各国のBSE体制というのが資料2-1にありましたね。それが高リスク牛というのがかなり頻繁に使われているのですね。EUの場合は一応48か月齢超の高リスク牛を全部見ているということですね。そうすると、アイルランドにしてもポーランドにしても、高リスク牛というのは死亡牛、緊急と畜牛、あと臨床症状で多分高リスク牛と言っていると思うのですけれども。実際臨床発症牛の場合は全月齢を見ているわけですね。したがって、臨床発症牛の場合全月齢を見ているというのはEUの基準以上のことをやっているということになるわけですね。

ではなかったら、あとは発生状況の中でもう一つ説明、臨床発症牛というのはまた別だということですね、高リスクにおいて。

○酒井座長 もしお答えが出来ない場合は後ほど結構ですので、調べていただいて御報告いただければと思います。

○道野室長 BSE サスペクトという意味であれば、それは月齢問わずに対象になりますので、こことはまたちょっと別のカテゴリになりますけれども、それは全部対象になっているということです。

○酒井座長 私の方から質問をさせていただきます。アイルランドの BARB についてですが、11 頭、それから、ポーランドで 3 頭でしょうか。発生の背景について何か情報はお持ちでしょうか。どういう状況の農場で発生したか、あるいはその管理状況はどうであったのかとかというようなことはいかがですか。

○道野室長 すみません、今ちょっと詳細なデータ持っていませんのであれですけども、先ほどお答えしたとおり、そういった飼料規制後に生まれた牛については一定の調査はされていますので、その資料については添付させていただいています。ただ、さらに詳しいものをとということであれば改めて追加的に提出するように対応したいと思います。

○酒井座長 ほかに。

○甲斐専門委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども。この 2-2 のアイルランドの表と、それと 2-3 の表とはどんな関係にあるのでしたかね。飼料規制後に生まれた BSE 検査陽性牛ですか。アイルランドのこの表とこの表との関係です。

○大曾根課長補佐 資料 2-3 のアイルランド、ポーランドに網掛けがしてある表は、非定型のみのものになります。

○甲斐専門委員 非定型のみ。こっちは。

○大曾根課長補佐 こちらは非定型も含め全部の陽性牛を積み上げたものになります。

○甲斐専門委員 そうしたら、こっちが広いのですよね、概念上。

○大曾根課長補佐 はい。

○甲斐専門委員 でも、データはなぜそれはこっちの、こっちは非定型だけ。また疑問に思うのは、このアイルランドにしても 2003 年以降、2004 年、この非定型でまた発生していますよね。だけれども、検査月齢はどんどん延ばしていますよね。

○大曾根課長補佐 甲斐先生、すみません、横表の非定型 BSE の方ですが、こちらは確認年で表しております、これは出生年月別ではないところでして。ちょっと資料 2-2 と 2-3 とではまとめ方が異なっておりますので、一概には言えないところかなと思うのですけれども。

○甲斐専門委員 出生が違うので何とも言えないけれども。

○姫田事務局長 いずれにしてもアイルランドは 2004 年 4 月が出生年月見た最終発生で 9 年 2 か月発生してないということ。ポーランドも 2005 年 11 月が最終発生年で、7 年 7 か月発生してないということが事実です。

○酒井座長 どうぞ。

○道野室長 もしもこの発生年でご覧いただくのであれば、資料 2-1 の 3 ページと恐らく事務局が用意された資料 2-3、この数字とで合わせれば、これは発見年というか検出確認年なので一応パラレルになりますね。

○甲斐専門委員 では、こちらの方の、こっちは発見年。

○道野室長 そうですね。

○甲斐専門委員 その牛を追跡するとこっちにいくと、ということですか。

○酒井座長 よろしいですか。

先ほど私 **BARB** のことで質問しましたが、それとあわせて背景とすると、飼料製造の遵守状況がありますね。日本では 17 項目について調査しましたが。そういった点の情報は入手できるのでしょうか。あるいは現在お持ちですか。

○道野室長 諮問資料の中に飼料規制のノンコンプライアンスのデータも一応入っております。ただ、それとこの発生とは直接リンクするかどうかというのはちょっと別ですけども、飼料規制の順守状況ということで資料の中に含めさせていただいています。

○酒井座長 恐らく遵守状況と **BARB** の問題はどこかで接点があると思います。

それから、事務局が作成した資料 2-3 で、ポーランドで非定型が 11 頭あるのですが、これについては厚労省では何か御意見をお持ちですか。

○道野室長 特段ありませんけれども、ちょっと見た感じ多いと感じていますが、特に根拠があるかとかということではありません。

○堀内専門委員 先ほど事務局の資料の説明の中で、ポーランドの検査について、最初は 2002 年から始まって最初は高齢牛から実施したというような説明があったのですが、それは確認されているのか、それともそういうふうに事務局で推測しているのかというのを確認したいのですが。

○大曾根課長補佐 ちょっと説明が下手ですみません。2002 年から検出がされておりました、要するに摘発がされ始めたのが 2002 年からになっておりました、検査が導入されたのが 2001 年からになるわけなのですけれども。ですので、すみません、言い方が難しいのですが、多分汚染されていた牛がその前にいたとしまして、まず引っかかってくるのは高齢な牛がまずは引っかかってくるのではないかとということで、その結果として 2002 年なりその前後の段階では年をとった牛がまずは引っかかっているの見かけ上左の方が高くなってしまっているという意味で先ほどお伝えしたのですが。ちょっとすみません、説明がうまくいってなかったのですが。

○堀内専門委員 ポーランドは EU に入ったのが 2004 年ぐらいからで、実際にはポーランドの数字は 24 か月とか、例えば健康と畜牛も 30 か月以上やることになってはいますけれども、実数を見ると大規模にやりだしたのはそんなに早いときからではないと理解しているのですよね。そういう中で、ちょっと気になるのが、右肩下がりというのが一つ気になるのですけれども、2004 年、5 年で **BARB** と言われるものですよね、生まれた牛で、**BSE** 検出されたのが比較的若いので、実際にはそういう可能性もあるけれども、本当にここで汚染が濃かった可能性というのも否定できないのではないかなと思うので、もし可能であればデータとしてあるのかどうかわかりませんが、特に初期のころのポーランドのサーベイランスの数字と言いますか、対象にしている月齢とかということも具体的にわかると少し理解が深まるかなという点。

これは実は非定型の問題とも絡んでいて、ポーランドだけ突出して定型 **BSE** に対する非定型の **BSE** の割合が高いのですよね。それともリンクする可能性もあるかもしれない

ので、もしデータが得られるようでしたら、特に初期のころの導入してから間もないころの実際の検査した牛の月齢というのがわかると、そこら辺がもう少しひも解けるかなとは思うのですけれども。

○小野寺専門委員 すみません、ちょっと今の補足なのですけれども。恐らく初期の検査方法と 2002 年からの検査方法は多分違うと思うのですよね。初期の方は大体免疫組織化学でやっていて、2002 年からはヨーロッパ風のやり方、EU 並みのやり方で、この辺からウエスタンブロッティングとかそういうものを大分導入していたのではないかと思うのですけれども。だから恐らく現在どのぐらいすべての検査に対してそういうウエスタンブロッティングによる識別検査をやっているのかということ調べないと何とも答えられないと思うのですが。

○道野室長 提出させていただいている資料の中には、もちろん年ごとのサーベイランスの実施頭数というのも出ていますので、そこからある程度確認いただけるとは思いますけれども、今御指摘いただいたような内容でやはり現在提出させていただいている資料で確認できない部分についてはこちらでも整理をさせていただきたいと思えます。

実際に発生年で見るとふえてきているのが 2003 年以降なのです。2000 年にただ健康牛については 30 か月齢以上でやると言っているながら、普通のヨーロッパの国であれば 2001 年、2 年の段階でバツとふえるのが普通ですので、ちょっとその辺の背景事情、何か特殊な事情があるのかどうかということも含めてちょっと調べてみたいと思えます。

日本でもわずかな期間ですけれども、高齢牛の出荷を止めたりした時期もございましたので、そういったような事情もあるのかもしれませんが。調査させていただきます。

○酒井座長 ほかにはございませんか。

恐らく各委員の方々は今ここですぐに整理がついていないところがあるかと思えます。今日の議論は私と事務局で整理をいたしますが、それ以外にご意見ございましたら 1 週間以内に事務局にお寄せいただいて、それに基づいて厚生労働省に質問をさせていただくこと、不明な点については回答いただくということにしたいと思えますが、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ぜひ 1 週間以内に御質問がある委員の方々にはぜひいただきたいと思えます。また追加資料の提供につきましては厚生労働省の道野室長、よろしく願いいたします。

それでは、この後にこのアイルランドとポーランドの審議の進め方につきまして御意見をいただきたいと思っております。もしもよろしければ、私から座長案を提案させていただきまして、それを修正させていただければと思えますが、よろしいですか。

先ほど申しましたように、慎重に審議を続けていきたいと思っております。まず、手法につきましては昨年の 10 月に評価書を取りまとめいたしました。したがって、それと同じような手法で対応したいというのが 1 点でございます。

それから、2 点目は、アメリカ、カナダ、フランス、オランダと同様に、まず諮問事項

の 1 と 2、いわゆる規制閾値、これは 30 か月齢までの部分について審議をしていきたいと思えます。

それから、今日も出てまいりましたが、感染実験、非定型 BSE、バリエーション CJD につきましては、新しい科学的な知見がないと考えられます。ひとまずこれについては記載をしない取りまとめをしたいと思えます。前回の 10 月に行っておりますもので新しい知見が出てこなければ、それにつきましては検討はしない。ただし、非定型の BSE、先ほど質問ございましたけれども、これについてはぜひ両国に問合せをしていただき、できるだけ我々が審議をする中で多くの情報を提供していただきたいと思えます。

それから、評価書のたたき台につきましては先ほど申しましたように、昨年 10 月の評価書での牛群の感染状況の資料、それから SRM 及び食肉処理の資料、あるいは厚生労働省が先ほど提出いただきました資料に基づきまして、起草委員の先生方に検討していただきたいと思っております。まず、資料の整理、そして前回と同様に起草委員の先生方にたたき台を準備いただき、それから検討の方向性、これについてお集まりいただきまして方向を定めたいと思っております。

このような形で今後アイルランド及びポーランドの検討につきまして、審議を進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、御同意を得ましたので、評価書のたたき台あるいは情報の整理につきましては起草委員の先生方にお集まりいただきまして、検討をしてまいります。起草委員の先生方につきましては事務局から連絡いたしますので、また該当の先生方はよろしく願いいたします。

それでは、3 番目の議題で、ブラジルから輸入されます牛肉及び牛肉の内臓に係る食品健康影響評価につきまして審議に入らせていただきます。

4 月 12 日に厚生労働省から、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価につきましての諮問があり、4 月 15 日の食品安全委員会で本専門委員会での検討を依頼されたものであります。

最初に、厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長から諮問の内容を説明いただければと思えます。よろしく願いいたします。

○道野室長 よろしく願いいたします。

では、参考資料 3 をご覧いただければと思えます。参考資料 3 が 4 月 12 日付けの厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛てに食品健康影響評価について意見を求めさせていただいた書面であります。

内容としたしましては、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定ということでございます。

別紙をご覧いただきますと、技術的な内容について整理しております。まず、諮問の背景及び趣旨というところでありましてけれども、先生方御承知のとおり、ブラジルから輸入

される牛肉及び牛の内臓については、これは平成 22 年 2 月 25 日付けで厚生労働省にも通知をいただいておりますけれども、恐縮なのですが、最後の結論部分だけ引用させていただいておりますが、BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるというような評価結果について通知をいただいております。

昨年の 12 月 8 日でございますけれども、ブラジルにおいて BSE の初発が判明をしたと。詳細についてはまた後ほど御説明します。初発が判明したということで、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について食品健康影響評価が終了するまでの間、輸入手続きを現在ストップしているという状況であります。

ブラジル政府から今回の BSE 事例の調査結果、それから前回の食品安全委員会における評価以降の BSE 対策に関する資料がブラジルから提出をされました。そういった資料を添付させていただいて、最新情報に基づきリスク評価をお願いしたいというようなことで諮問させていただいているということでもあります。

4 番目でございますけれども、先ほどのアイルランド、ポーランドと同じでございますけれども、OIE 基準よりも高い水準の措置を維持するという場合には SPS 協定上科学的な正当性を明確化する必要があるというようなことでもあります。

具体的な諮問の内容でございますけれども、現行輸入手続きストップということでもありますけれども、解除するための輸入条件というものであります。

輸入条件の設定としては、いわゆる SRM について除去をするというようなことが想定されるということで、含むという言い方をさせていただいております。

今後の方針としては、食品健康影響評価の評価を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行うということでもあります。

今回諮問に際してつけさせていただいた資料として大きく二つ、先ほど御説明したとおり、一つは今回の確認事例の内容、それから前回の評価以降の関係データということでもあります。

ブラジルにおける BSE の確認症例、これはちょっといろいろ経緯がございますので、詳しく御説明をしたいと思います。資料 3 をご覧ください。

本件につきましては、症例の概要のところにありますように、2010 年 12 月に死亡した、昨年 12 月から 2 年前ですね、確定診断で出る 2 年前に死亡していたものであります。死亡時は推定 13 歳ということでありました。ブラジルのパラナ州というのは南の方の州でありますけれども。品種としては肉用の繁殖の雌牛であったということでもあります。

給与した飼料については、あくまで疫学調査で収集された情報でありますけれども、牧草飼料のみで飼育されて、補足飼料と書いてありますけれども、そのほかの飼料は給与されていなかったというようなことでもございました。

なぜこの 2 年間かかったかということについては、発生確認に至るまでの経時的な経緯というところがございます。2010 年 12 月 18 日に獣医当局に肢硬直で横臥の牛がいるということの通報があったということでもあります。翌日死亡をしています。獣医当局で死

亡原因特定のためにサンプルを採取しています。いわゆる狂犬病の汚染地域ということもありますので、サーベイランス計画の中で対応していたということでもあります。狂犬病については陰性ということ。成牛であったということがあって BSE のサーベイランスのシステムの中で狂犬病陰性というものについてのサンプルとして BSE 検査に回されています。

獣医当局の認定検査機関で翌年の 4 月に病理検査によって陰性という結果が出ております。その後、6 月に今度はブラジルの国立の研究所で免疫組織学的検査において今度は BSE 陽性というふうに判断をされた。遅れた理由については※の方に縷々書いておりますけれども、要は 9 歳を超えていたということで、優先順位が低くて後回しにされたというような、端的に言うとそのような内容でありました。

ところが、昨年 12 月 6 日でありますけれども、Weybridge のレファレンスラボであります英国動物衛生獣医研究機関での検査結果で免疫組織科学的検査によって BSE 陽性というふうに確認をされました。12 月 14 日にさらに OIE のレファレンスラボにおいてウエスタンブロットの検査をしております。

ただ、報告書にはちょっとはっきりしない書き方になっているのですが、もちろん英文も諮問資料の中につけておりますけれども、日本語訳、仮訳でございますが、検体の決定的な分類ができるほどブロードの質はよくなかった。また、検体の質が低く、その固定の経緯が不詳であるため、分類は INCONCLUSIVE となった。これはウエスタンブロットの検査結果としては INCONCLUSIVE となったということでもあります。しかし、当該検体は BSE の L 型または C 型というよりはむしろ H 型の特徴を幾つか有しているように見られるというような結果になっております。

そういったことで、こういった経緯で BSE の確認というのは昨年 12 月公表されました、先ほど御説明したような内容の管理措置をとったというようなことでもあります。

ちなみにブラジルからの牛肉の輸入状況でありますけれども、農林水産省の統計によりますと、生鮮牛肉については輸入がされておられません。口蹄疫の関係で加熱処理牛肉という形で輸入がされておまして、年間 1,000 t 前後の、年によって幅はありますけれども、2011 年で 1,400 t の輸入があります。

それから、ブラジルは OIE の「無視できるリスク」の国に認定されている国です。その辺の取扱いについて簡単に情報提供させていただきますと、結論としては OIE の方では「無視できるリスク」の国についてはそのまま維持というようなことでありまして、ランクが変わったということはありません。ただ、科学委員会の方で、表現で言うと **not to withdraw** というような表現であります。要するに「無視できるリスク」ということ、「ネグリジブルリスク」ということについては維持をしたということでもあります。

ただ、今申し上げたようなサーベイランスの体制に関してやはりいろいろ改善するべきところがあるのではないかとということで、今年の 9 月に予定されている科学委員会でもう一度追加的な情報を入手した上で検討するというような内容になっています。今申し上げ

た内容については今年の OIE の科学委員会の後に OIE から公表されているコメントであります。

以上です。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、事務局から追加説明はございますか。

○大曾根課長補佐 特にございませぬ。

○酒井座長 それでは、先生方、何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○佐多専門委員 この資料 3 の一番下のところは、2012 年 12 月 14 日、これ Weybridge の報告書の内容ですよ。ブラジルは何と言っているのですか。

○道野室長 ブラジルの政府の文書を見ますと、基本的には非定型ですという主張になっています。

○佐多専門委員 その根拠は何ですか。

○道野室長 私が説明するのも何ですが、恐らく Weybridge でのデータを踏まえたスタンスということだと思います。

○佐多専門委員 でも、この英語の文章、私の英語のレベルでも INCONCLUSIVE であって、それ以上のものではないように受け取るのですけれども、そういう和訳になるのでしょうか。

もう一つは、科学委員会で 9 月に再評価をすとして、これいつごろ出るのですか、結論がどうか。それと、それに対してブラジルの政府はこれどういう説明をしているというそういう情報はあるのでしょうか。

○道野室長 まず最初の御質問ですけれども。英語では **we note the sample appears to have some characteristics of H-type rather than L-or C-type BSE**、というふうに Weybridge で書いているということです。だけれども、INCOCLUSIVE ということ的前提にして書いているのですけれども、内容としてはそうです。

それから、OIE については科学委員会での検討がどういう結果になるかというのは私どもでも予断はできませんけれども、現時点で公表されている内容としては今年の 9 月に新たな追加情報に基づいて、追加情報というのは恐らく期待しているのはブラジルのサーベイランスシステムの改善ということだろうと解していますけれども、それに基づいて検討をするというふうにされております。

○酒井座長 ほかにはございませんでしょうか。

○熊谷委員長 一つお伺いしたいのですけれども。この牛の同居牛とか、それからこの畜種についての情報というのはほかにはあるのでしょうか。

○道野室長 もちろんブラジル政府がこの発生後に行ったコホート等の調査についても提出させていただいています。

○酒井座長 ただ今、佐多先生からも御質問ありましたが、ウエスタンブロットの所見はオープンにしてもよろしいのですか。

○道野室長 一応ブラジル政府に、要は情報として公開可能かどうかということで今確認をしております。基本的には原則全部公開ということを私どもは考えておるわけですが、そこはブラジル側からどのようなコメントが出てくるかということで、最終的には当委員会での公表のルールに従って御判断いただくものだというふうに承知しております。

○酒井座長 ほかには。どうぞ。

○筒井専門委員 これ確認です。今回の諮問につきましては輸入条件の設定という諮問ですよね。それで、割と読みようによってはかなり広い読みようになってしまうと思うのですが、厚労省さんのお考えでは基本的には何か月齢だとかというやうないわゆるこれまでフランスだとかアメリカとかでやってきたものと同等の諮問をしているという意味合いにとらえていいのでしょうか。それともまたそれ以外の輸入条件も中に含まれるというふうに考えていいのでしょうか。

○道野室長 実は今回は月齢制限について諮問書の中には記載をしていません。その理由といたしましては、結局今の **Weybridge** の判断というものに関してははっきりしないということ、それからもちろんこういったケースというのは過去になかったということもあって、**OIE** で無視できるリスクというふうに認定されている国に対して一定の月齢条件を設けるという観点で考えた場合に、適切な数字というのがちょっと私どもでは知見がないということもあって、月齢条件についてはつけていません。

ただ、ブラジルでは **SRM**、無視できるリスクで **SRM** と言っているのかどうかかわからないですが、仮に **SRM** というふうなことで言えば、脳とか目とか扁桃、脊髄、それからあと回腸遠位部、盲腸から **70 cm** というような範囲ですが、**SRM** の除去は **2005** 年以降やっているということもありますので、そういった範囲での対応は可能かなということもございまして、諮問の内容としてはそういったものを含むということで、ちょっと例示的な書き方になりましたけれども、そういった想定はあるのではないかとということで **SRM** については記述をさせていただきました。

ちなみにバックグラウンドの情報としては、フィードロットで生産されるような牛というのはブラジルでは **1%** 以下と、ほとんどがグラスフェッドというような状況もあります。乳牛についてもそういうミルクリプレーサーみたいなものを使うような飼養の仕方というのは **0.1%** 以下というふうな情報もございまして、そういった中で私どもの方でどういうふうな輸入条件が適切かということについて判断する知見がないということもありまして、今回のような諮問になったということでもあります。

○酒井座長 よろしいですか。

もう一つ確認ですが、この諮問の別紙 1 の諮問の背景及び趣旨の (4) のところで、**OIE** 基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確にする必要があるということ。こうしますと **OIE** の評価あるいは見直しというようなものを参考にしてということにもなるのでしょうか。

○道野室長 いえ、そういうことではありませんので、もちろん **OIE** の評価にしても食

品安全委員会の評価にしても我々管理機関から見ればもちろん制度としても独立していませんし、それは特にどうということはないのです。ただ、仮に OIE の、要するに国際基準というか OIE というか食品安全一般がそうなのですけれども、国際基準よりも厳しい措置をとる場合というのは一定のやはり科学的な正当性というのを我々として輸出国に対して説明する必要があるということを書かせていただいたということでもあります。

○山本専門委員 先ほどの関連で、SRM のことで 2005 年にとりはじめたということは、「管理されたリスク」の国になるときにやっていたのですけれども、「無視できるリスク」の国になってもとり続けているということですか。

○道野室長 はい、現行ではそういうふうな資料になっております。

○酒井座長 まだ御意見あるかと思いますが、この点につきましてもただ今の御意見を整理をさせていただきまして、また先生方からやはり 1 週間以内に追加の御質問があれば、ぜひメールで事務局に連絡をいただければと思います。

改めて論点を整理していきたいと思います。また、道野室長にはいろいろ資料の提供等お願いしたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

今後の審議の進め方ではありますが、現在アイルランドとポーランドが先ほど説明がございました、諮問を受けた順序で整理をしていきたいと思っております。まだ 5 月に報告書を取りまとめました国境措置も残っておりますので、資料の整理がついたところから検討してまいります。やはり諮問を受けた順番で進めていきたいと思っております。よろしいですか。

ありがとうございました。

一応予定しております議題の 1、2、3 につきましては、今一通り御議論いただきました。事務局から何か追加発言ございますか。

○大曾根課長補佐 御報告が 1 件ございます。参考資料 4 でございます。御案内のとおりでございますけれども、先月末に開催されました OIE 総会におきまして日本は「無視できる BSE リスク」の国に認定されたところでございます。本件につきましては 6 月 17 日、今週の月曜日の食品安全委員会におきましてこの参考資料 4 を基に農林水産省より報告があったところでございます。詳細は省略させていただきますが、今回「無視できる BSE リスク」の国としましては新たに日本のほかイスラエル、イタリア、オランダ、スロベニア、米国が追加されたところでございますし、「管理された BSE リスク」の国としましては、新たにブルガリア、コスタリアも追加されたところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては日程を調整させていただきまして、改めてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。